

快適に暮らすことができるまち倉吉をめざして

第 2 次 倉吉市環境基本計画



平成 2 9 年 2 月
倉 吉 市



第1章 計画の概要

1 計画の趣旨	1
2 計画の目的	1
3 計画の役割	2
4 計画の位置付け	2
5 計画の期間	2
6 計画の対象範囲	3
7 計画の構成	4

第2章 倉吉市の概要

1 総人口の推移	5
2 位置・地勢	5
3 気象	6
4 産業・経済	7

第3章 第1次基本計画の取り組み

1 第1次基本計画の成果と課題	9
2 主な事業内容	11

第4章 快適に暮らすことができるまち倉吉をつくる

1 計画のめざす環境像	18
2 基本目標	19
3 基本目標と施策の柱	20
4 施策の体系	21

基本目標 I 地球にやさしいまちを実現する

1 低炭素型のまちづくりを推進する	22
2 エネルギーの消費量を削減する	23
3 再生可能エネルギーを使用する	24
4 温室効果ガスの排出を抑制する	25

基本目標 II 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する

1 大気を守る	27
2 悪臭の抑制されたまちをつくる	28
3 水を守る	28

4 騒音・振動の少ないまちをつくる	30
5 美化活動を推進する	31
6 美化活動を支援する	32
7 野焼きを禁止する	33
8 まちの清潔を保持する	33
9 伝統的景観と都市景観を守る	34
10 ペットを適正管理し動物と共生する	35

基本目標 Ⅲ 人と自然が共生するまちを実現する

1 豊かな農地を守る	37
2 健やかな森林を守る	38
3 野生動植物の生息・生育環境を守る	39
4 自然とのふれあいを進める	40

基本目標 Ⅳ ごみの少ないまちを実現する

1 ごみの排出量を抑制する	41
2 リサイクルを推進する	45
3 廃棄物を適正に処理する	47

基本目標 Ⅴ 環境意識が高いまちを実現する

1 環境意識を醸成する	49
2 環境に関する情報を提供する	49
3 環境を監視し、注意喚起を促す	50

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制	51
2 計画の推進主体（役割分担と連携）	51
3 計画の進行管理	51

<資料>

1 用語解説	53
2 倉吉市環境基本条例	60
3 倉吉市の騒音・振動・悪臭規制地域図	62
4 倉吉市生活排水処理計画図	65
5 倉吉市保存樹・保存林一覧	66
6 倉吉市環境審議会委員名簿	67

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

倉吉市では、2000(平成12)年4月に「倉吉市環境基本条例」を制定し、環境の保全に関する基本となる事項を定めました。2005(平成17)年1月には「倉吉市環境基本計画(以下「第1次基本計画」といいます。)」を策定し、倉吉市・事業者・市民の責務を明らかにするとともに、環境保全と創造に関する施策を行ってきたところです。

今日の環境問題は、廃棄物排出量の増大による生活環境の悪化、生活排水等による水の汚染といった身近な問題から、大気中の温室効果ガス等の増加による地球温暖化といった地球規模の問題にまで広範囲に及び、その原因は複雑化、多様化しています。

地球温暖化の影響によると考えられる気温の上昇や気象状況の変化、微小粒子状物質PM2.5等の大気汚染問題、自然環境の損失や生物多様性保全への対応といった新たな課題が発生しています。また、大量生産・大量消費・大量廃棄を伴う経済活動を見直し、大量の資源・エネルギーを消費する社会のあり方を見直す必要があります。

また、2011(平成23)年3月の東日本大震災による原子力発電所事故を受けエネルギー政策の見直しを踏まえた、自然との関わり方や安全・安心の視点を含めて社会全体を環境負荷の少ない持続可能な社会に変えて行く必要があります。

このような問題を解決するため、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入、エコカー関連やリサイクル事業、こどもエコクラブ活動の環境学習・環境配慮活動への支援、木質バイオマスエネルギー導入等の調査・研究を行ってきました。

我が国では、2015(平成27)年12月に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)の開催に先立ち、国連に提出した約束草案において、温室効果ガス排出量を2030(平成42)年度に2013(平成25)年度比26.0%削減することを目標としました。今後、国や企業はもとより倉吉市においても、私たちの家庭のレベルでも温室効果ガス排出量の削減に、より徹底して取り組むことが求められます。

このような状況を踏まえ、第1次基本計画策定から10年が経過し環境を取り巻く状況は大きく変化したことから、市民や事業者、自治公民館、地域活動団体等と倉吉市が連携・協働し、良好な環境像『快適に暮らすことができるまち倉吉』をめざしていくため、この計画を策定します。

2 計画の目的

倉吉市環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を策定し、これを実施することにより、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを次世代へ継承していくための目標、施策の方向を示すことにより、人と自然が共生する循環型社会の構築をめざすことを目的とします。

3 計画の役割

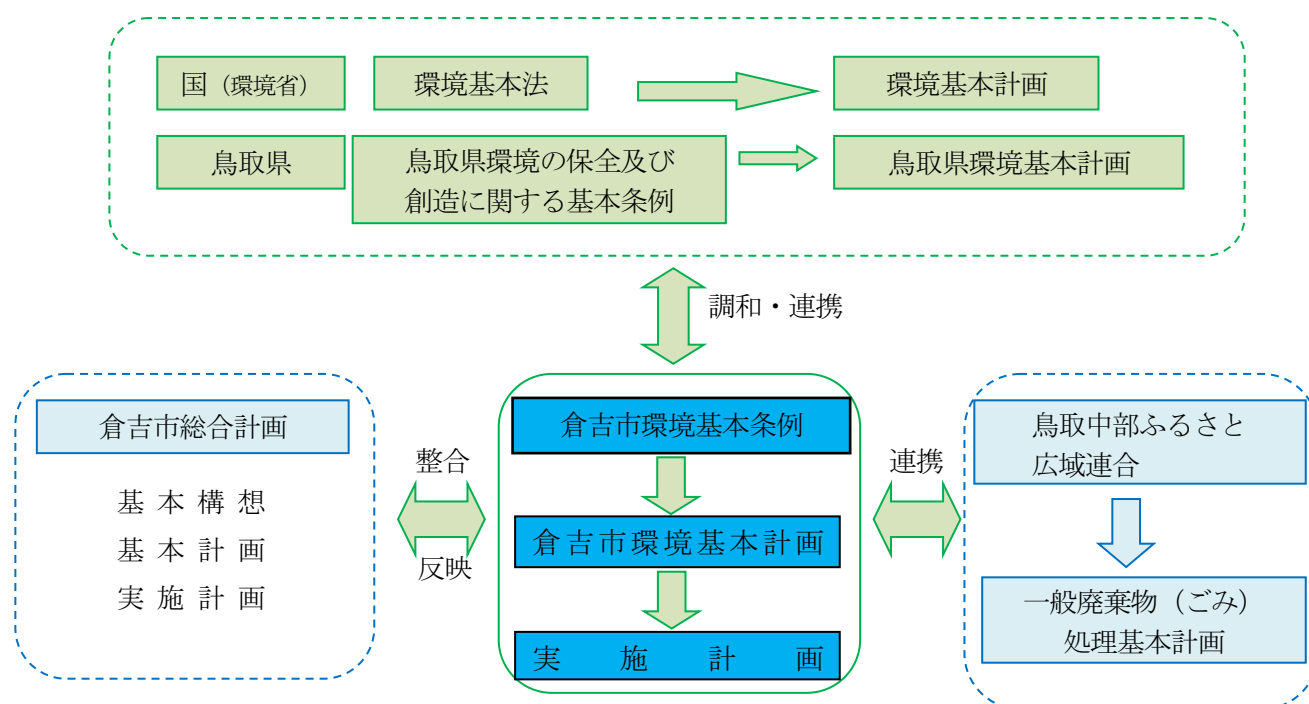
この計画は、次のような役割を担います。

- (1) 倉吉市のめざす健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境像を示します。
- (2) 各分野の基本目標を設定し具体的な環境施策を示します。
- (3) 倉吉市・事業者・市民等の基本的な実践化できる取り組みを示します。

4 計画の位置付け

この計画は、国や鳥取県の環境基本計画との整合性を保ちながら、第11次倉吉市総合計画（「“くらしよし” ふるさとビジョン」「愛着と誇り 未来いきいき みんなでつくるくらし」）を環境施策の面から推進し、倉吉市環境基本条例の基本理念に基づき良好な環境像の実現をめざす計画として位置づけるものです。（環境関係の目標「安全・安心で快適に暮らせるまち」みんなで地球環境にやさしいまちをつくる）

倉吉市環境基本計画の位置づけ



5 計画の期間（目標年度：2026(平成38)年度）

計画の期間 2017(平成29)年度から2026(平成38)年度まで

この計画の期間は、2017(平成29)年度から2026(平成38)年度までの10年間とします。このうち2017(平成29)年度から2021(平成33)年度までを前期計画期間とし、前期計画の進捗状況や社会情勢に基づき、2022(平成34)年度から2026(平成38)年度までの後期計画の策定（前期計画の見直し）を行います。

6 計画の対象範囲

この計画は、倉吉市全域を対象とし、地球環境問題への取り組みをはじめ公害の防止、生活環境の保全、自然環境の保全、循環型環境等、鳥取県や近隣自治体等の関係機関との連携を図る必要がある事項については、必要に応じて対象の範囲とします。

(廃棄物処理等：鳥取中部ふるさと広域連合)

この計画の対象とする環境の範囲

対象分野は、倉吉市環境基本条例を踏まえて次のとおりです。

環境の分類	対象（環境の要素）
地 球 環 境	地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー等
生 活 環 境	大気・水、公害、緑化、まちの景観と環境美化等
自 然 環 境	農地・森林、河川、野生動植物等
循環型環境	ごみの減量、ごみの適正処理、ごみの資源化・リサイクル等
環 境 意 識	環境教育・学習、人材育成・活用、環境情報、市民参画・協働等

7 計画の構成

この計画の構成は、次のとおりです。

第1章 計画の概要 (P 1～P 4)

この計画の策定にあたり、その目的や位置づけ等、概要を説明します。

第2章 倉吉市の概要 (P 5～P 8)

倉吉市の総人口の推移、位置・地勢、気候、産業・経済等の動向を整理しています。

第3章 第1次基本計画の取り組み (P 9～P17)

2005(平成17)年に策定した第1次基本計画の取り組みを振り返り、その成果をはじめ現状と課題等を示しています。

第4章 快適に暮らすことができるまち倉吉をつくる (P 18～P 50)

第1次基本計画の取り組みを踏まえ、めざすべき環境像を定め、それを実現するための基本目標を示すとともに、倉吉市・事業者・市民等が取り組むべき具体的な施策を示します。

第5章 計画の推進体制 (P 51～P 52)

この計画を持続的に機能させていくための推進体制を示します。

資料編 (P 53～P 67)

環境施策に係る用語解説や倉吉市環境基本条例、倉吉市の騒音・振動・悪臭規制地域図、倉吉市生活排水処理計画図、倉吉市保存樹・保存林一覧を示し、倉吉市環境審議会委員を紹介しています。

第2章 倉吉市の概要

1 総人口の推移

倉吉市の総人口は、1970(昭和45)年54,740人以降増加傾向にありましたが、1980(昭和55)年57,252人を境に減少に転じ、2010(平成22)年は50,720人と5万人台を維持しています。2015(平成27)年3月末現在では49,062人とピークである1980(昭和55)年と比較すると約14%人口が減少しています。

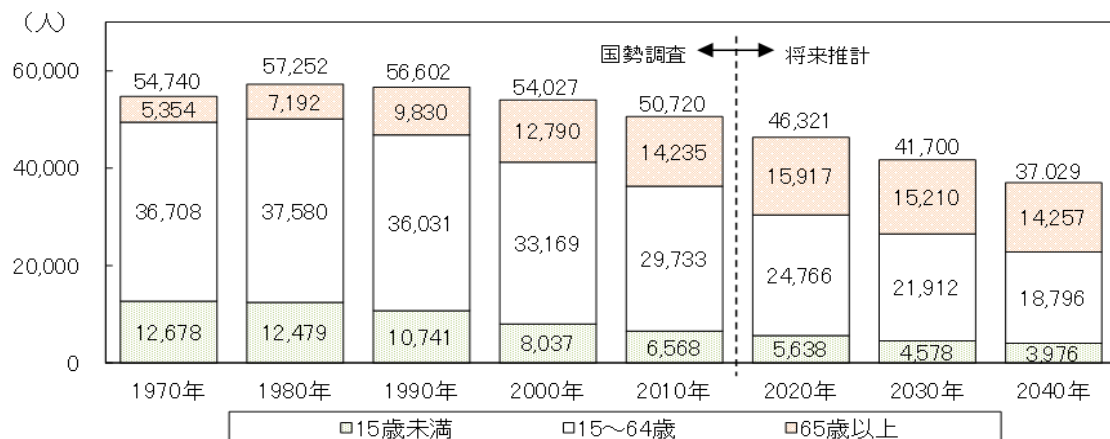
2020(平成32)年以降の将来推計人口をみると、46,321人から減少傾向にあり、2040(平成52)年には4万人を割り込んで37,029人になる見通しとなっています。

年齢3区分別にみると、「65歳以上」は1970(昭和45)年以降増加傾向にありますが、2020(平成32)年をピークに減少に転じ、2040(平成52)年には14,257人となる通しです。

それに対し、「15歳未満」は1970(昭和45)年から、「15歳以上～64歳以下」は1980(昭和55)年から減少しており、2040(平成52)年にはそれぞれ3,976人、18,796人になる見通しとなっています。

図表1 倉吉市の人口推移

(単位：人)



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2012年1月推計）」、「日本の地域別将来推計人口（2013年3月推計）」

2 位置・地勢

倉吉市は鳥取県のほぼ中央に位置し、2005(平成17)年3月22日に旧関金町と合併し新倉吉市となり、鳥取県で3番目の面積となっています。

南は岡山県真庭市の蒜山地域と接しています。総面積は272.15km²を有し、森林・原野の面積が約4割、農地が約2割で豊かな自然環境があります。最東端は東経133度53分(栗尾)、最西端は東経133度34分(関金町野添)、最南端は北緯35度18分(関金町山口)、最北端は北緯35度29分(穴窪)の地点にあって、北は日本海にそそぐ天神川流域に発達し、恵まれた自然と古い歴史を持った城下町です。

倉吉市の市域は、大きく倉吉盆地・北条平野・灘手低湿地帯・大山火山灰台地・山地の5つ

の地形に区分することができます。このうち、北部は倉吉盆地・北条平野・灘手低湿地帯で、これらは一括して倉吉平野と称され、豊かな水田地帯が広がり早くから人々の生活と生産の舞台となっています。南西部は大山火山灰台地で、大山山麓に及ぶ天神野台地、久米ヶ原台地に大山黒ぼくが表層を覆っており、畑地帯が形成されています。南部は主に山地で、森林地帯が広がっています。

河川は、大山の東山麓を源とする関金町から流下する小鴨川に、西側から多くの支流を持つ国府川が市街地の北西部で合流し、これが上灘地区北方で三朝町から流下する県下3大河川の一つである天神川と合流し、北栄町と湯梨浜町の境界線を北流して日本海にそそいでいます。

3 気象

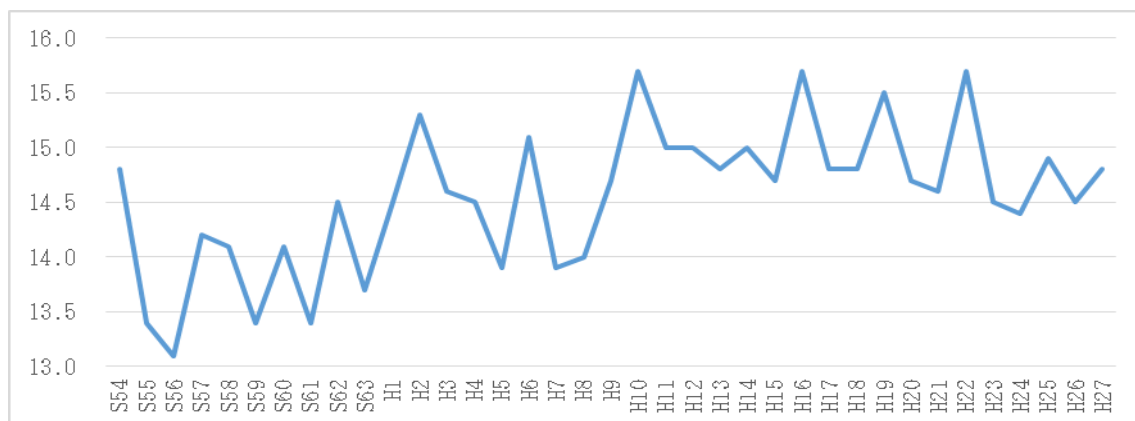
倉吉市の気候は、日本海型気候といわれる気候区に属する山陰型に区分されます。冬季は同じ日本海型気候に属する北陸型に近いものの夏季は瀬戸内型に近く、同じ日本海型気候でも北陸型と比較して四季を通じてしのぎやすい温暖な気候です。

(1) 気温

年平均気温は約15℃で、東京と比較すると1.5～2.0℃低くなっています。気温は上昇傾向が見られます。

図表2 倉吉市の平均気温の推移

(単位：℃)



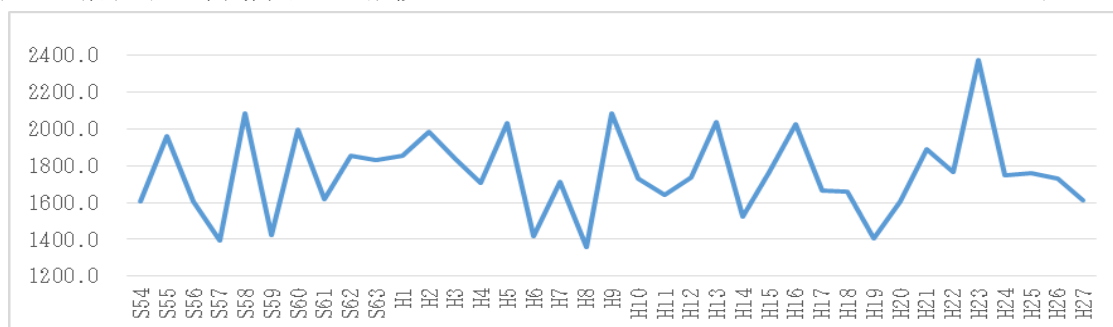
(元データ：気象庁ホームページから)

(2) 年間降水量

年間降水量は約1,700mmで、年によって変動はあるものの、増加傾向は見られません。

図表3 倉吉市の年間降水量の推移

(単位：mm)



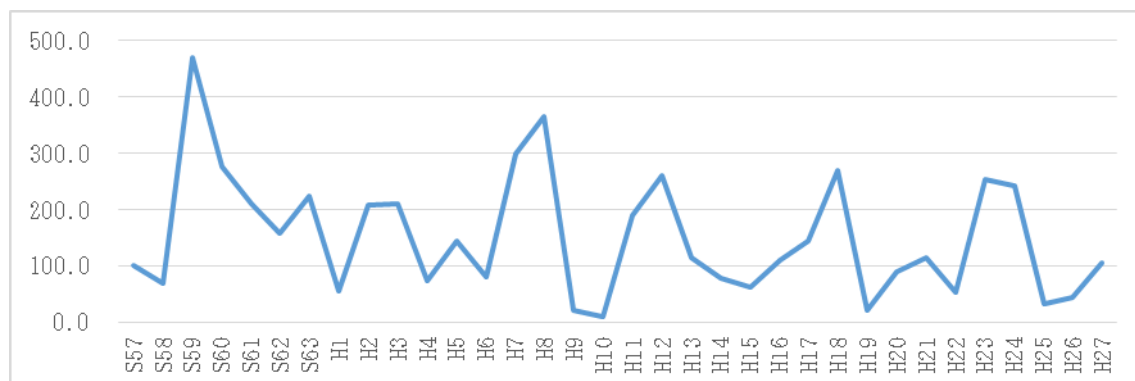
(元データ：気象庁ホームページから)

(3) 降雪量

降雪量は約10～470cmと年によって変動はあるものの、弱い減少傾向が見られます。

図表4 倉吉市の降雪量の推移

(単位：cm)



(元データ：気象庁ホームページから)

4 産業・経済

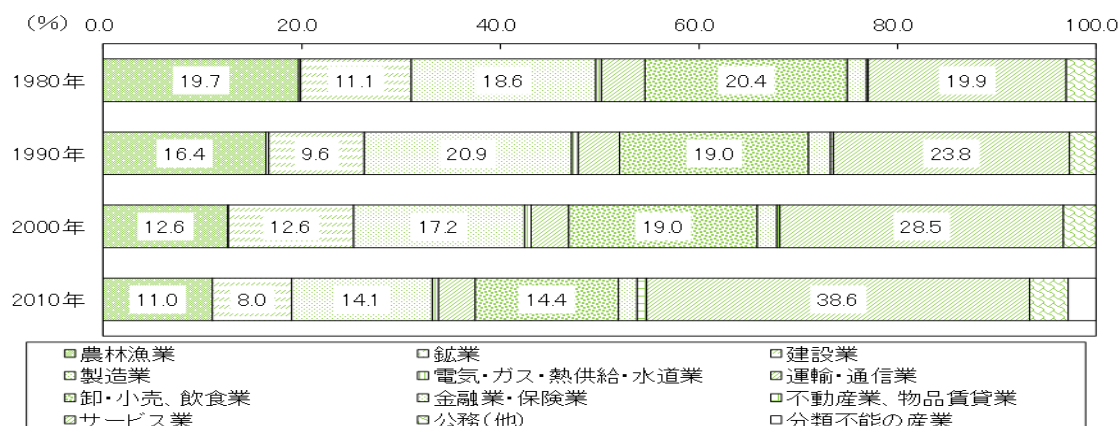
倉吉市の2010(平成22)年の就業者割合をみると、「サービス業」が38.6%と4割近くを占め、最も多くなっています。以下、「卸売・小売業」が14.4%、「製造業」が14.1%、「農林漁業」が11.0%、「建設業」が8.0%等と続いています。

1980(昭和55)年からの変化をみると、「卸売・小売業」や「農林漁業」、「製造業」、「建設業」の割合が低下するのに対し、医療、介護などが増加した「サービス業」は上昇し、就業構造が変化しています。

特に倉吉市の基幹産業の一つである農業については、2015(平成27)年農林業センサスによると、就業人口は年々減少し2015(平成27)年には2,220人となっており、45年前の1970(昭和45)年の10,212人と比較すると4分の1以下になっています。

販売農家における年齢別構成では、60歳以上が1,911人で全体の86.1%を占め、70歳以上が1,170人で全体の約2分の1を占めています。年齢を重ねても農業に従事する一方で、農業を取り巻く厳しい情勢のなか、若年層を中心として農業離れが進んでいます。

図表5 倉吉市の就業者割合の推移 (1980(昭和55)年～2010(平成22)年)



資料：総務省「国勢調査」

注：2000年以前と2010年とは、産業分類の組み替えにより、一部業種において構成が異なっている。

図表6 倉吉市の農業就業人口（販売農家）の年齢別構成

15～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	計
16人	48人	55人	190人	741人	699人	471人	2,220人

(2015(平成27)年農林業センサス)

倉吉市の事業所数をみると、1991(平成3)年時点では3,752事業所がありましたが、その後減少していき、2009(平成21)年は3,193事業所となっています。約20年間で約15%の減少となっています。

産業別にみると、2009(平成21)年は「サービス業」が1,516事業所で最も多く、全体の47.5%を占めています。次いで、「卸売・小売業」が889事業所(27.8%)、「建設業」が262事業所(8.2%)、「製造業」が172事業所(5.4%)となっています。

2009(平成21)年と1991(平成3)年を比較すると、「卸売・小売業(▲51.2%)」や「製造業(▲41.1%)」、「建設業(▲17.9%)」などが大きく減少したのに対し、「不動産業(+233.3%)」、「サービス業(+42.1%)」は大きく増加しています。

図表7 倉吉市の事業所数の推移(1991(平成3)年～2009(平成21)年)

	単位: 事業所、%						
	1991年		2001年		2009年		
	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比	2009年-1991年
全産業	3,752	100.0	3,495	100.0	3,193	100.0	▲ 14.9
農林漁業	25	0.7	19	0.5	24	0.8	▲ 4.0
鉱業	3	0.1	2	0.1	2	0.1	▲ 33.3
建設業	319	8.5	318	9.1	262	8.2	▲ 17.9
製造業	292	7.8	201	5.8	172	5.4	▲ 41.1
電気・ガス・熱供給・水道業	5	0.1	4	0.1	5	0.2	0.0
運輸・通信業	55	1.5	72	2.1	69	2.2	25.5
卸売・小売業	1,820	48.5	1,561	44.7	889	27.8	▲ 51.2
金融・保険業	89	2.4	77	2.2	69	2.2	▲ 22.5
不動産業	45	1.2	99	2.8	150	4.7	233.3
サービス業	1,067	28.4	1,107	31.7	1,516	47.5	42.1
公務	32	0.9	35	1.0	35	1.1	9.4

資料：総務省「事業所・企業統計調査」、「経済センサス基礎調査」

注：2009年の「不動産業」には「物品賃貸業」が含まれる。

第3章 第1次基本計画の取り組み

1 第1次基本計画の成果と課題

2005(平成17)年に策定した第1次基本計画に定める環境像「環境モデル都市倉吉をつくる」をめざして、倉吉市・事業者・市民の取り組みを示し環境施策を推進してきました。

循環型社会の実現に向け資源を有効活用するとともに、ごみの発生抑制や再資源化と適正処理に取り組むため、地区毎にごみ減量推進員研修会や自治公民館での学習会を開催する等、ごみの分別方法を周知し実効性のあるごみ減量化とごみのリサイクルに努めてきました。

2015(平成27)年度市民意識調査結果(回答者数:1,050人)によると、環境に関する分野では、倉吉市で「景観の保全や緑化の推進の取り組みが進んでいる」と答えた人は39.9%あり、「森林が保全されていることを大切だと思う」と答えた人は95.5%で、2011(平成23)年度から2015(平成27)年度まではほぼ95%を超えています。

また、「日々の暮らしの中で、ごみの分別、資源回収、節電など心掛けている」と答えた人は93.2%で、2011(平成23)年度から2015(平成27)年度まではほぼ94%で推移しています。市民の環境への関心は高まりつつあり、自らできることを意識しながら行動に移していくことが求められます。

さらに、環境教育の充実を図り、人材の育成と活用や環境学習、保全活動の推進が必要です。

<主な事業概要>

(1) 地球環境(地球温暖化防止)

- ① 再生可能エネルギーの導入については、住宅用太陽光発電システム等の設置を推進し、地球環境への負荷の低減と環境保全意識の高揚を図り、二酸化炭素削減に向けた環境にやさしいまちづくりに努めました。
- ② 倉吉市は地方公共団体として、2002(平成14)年度から「環境モデル都市をめざした倉吉市行動計画」に基づき、市民・事業者の模範となるよう環境負荷の少ない物品の購入やリサイクルの推進、省エネ等、倉吉市の事務事業を実施する際に環境に配慮した行動の実践に努めました。
- ③ 社会全体を環境負荷の少ない持続可能な社会に変えていく必要があるとの認識の下、深刻化してきた地球温暖化や自然環境の多様性の損失等への対応も踏まえ、バイオマス(汚泥)の熱源利用の事業化や森林資源を有効活用した木質(竹)バイオマス発電等の導入に向け、事業者等と調査・研究協議を行ってきました。

(2) 生活環境(アスベスト、公共用水域・事業所排水水質、騒音、振動、悪臭)

- ① 公害防止対策では、公害の未然防止を図るために環境測定を実施しています。

(アスベスト検査(適宜)、公共用水域水質検査(鉢屋川、絵下谷川、鴨川、計5箇所)、事業所排水水質検査(7箇所)、自動車騒音監視業務(3箇所)、悪臭物質測定(2箇所))

なお、国土交通省の2013(平成25)年水質調査で小鴨川が、2015(平成27)年水質調査で天神川・小鴨川の2河川が「最も良好」と判定されています。

- ② 悪臭防止において、市民へごみの屋外燃焼行為（以下「野焼き」といいます。）の禁止の普及啓発に努めました。

（３）動物愛護事業

- ① 動物愛護事業では、「動物の愛護及び管理に関する法律」が2013(平成25)年の法改正により、飼い主やペット業者の責任や義務が強化され、事業者や飼い主はペットが死ぬまで飼いつける責務（終生飼養）があること等が明記され、市民の動物愛護意識の高揚に努めました。

- ② 近年、動物を巡る近隣でのトラブルが日々発生しています。特に、飼い主のいない猫の苦情・相談が多く寄せられています。

こうした状況を踏まえ、飼い猫の室内飼いを推進するとともに、2014(平成26)年度から県内初の飼い主のいない猫に避妊や去勢のための手術を受けさせる取り組みを支援し、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し生活環境の保全に努めました。

（４）自然環境（大気・水・河川・森林保全）

- ① 大気汚染については倉吉保健所で観測され、光化学オキシダントやPM2.5を除いて環境基準を達成しています。
- ② 生活排水の適正処理については、水質汚濁につながる生活排水が公共用水域の水質に与える負荷が大きいことから、公共下水道の整備や農業（林業）集落排水施設・合併処理浄化槽の設置を推進しました。
- ③ 安全で良質な水の安定供給については、上水道・簡易水道において施設設備の適正な維持管理に努めるとともに、老朽管の敷設替え等を計画的に進めてきました。専用水道・小規模水道施設については、施設整備に対する支援に取り組み水質管理に努めました。
- ④ 河川の保全については、国土交通省や鳥取県と連携し天神川水系の水質汚濁防止や維持管理に努めました。
- ⑤ 森林保全については、地域の快適な自然環境を保全し森林の持つ多面的機能を発揮させる観点から、森林の構成維持に努めました。

（５）循環型環境（ごみの減量化とリサイクルの推進）

- ① 1996(平成8)年4月のほうきリサイクルセンターの運用開始に合わせ、1995(平成7)年10月から中部地区全体でごみの分別収集に取り組み、焼却ごみの減少によりダイオキシン類の発生や地球温暖化の原因となる二酸化炭素の発生を抑制することができました。
- ② 2004(平成16)年1月からビンだけを分別収集し再生することにより、埋め立て処理のビンが減少しました。
- ③ 2005(平成17)年度4月からゴミ袋を有料化したことをきっかけに、市民のごみ減量化や分別収集に関心が高まってきました。
- ④ 資源ごみの再利用を推進しごみの減量化を図る目的として、資源ごみ回収に協力する団体に対し回収量に応じた報償金を交付し、自治公民館や地域活動団体等による再生資源回収が実施されてきました。（2015(平成27)年3月末現在：登録団体247）

- ⑤ 2015(平成27)年4月から小型家電回収を本格化し、2023(平成35)年まで一般廃棄物最終処分場クリーンランドほうきの延命化が図られてきました。
- ⑥ ごみ収集では、全市がステーション方式によるごみ収集となるようごみ集積場未設置自治公民館へごみ集積場整備費補助金制度を周知するとともに指導・助言等を行う等、ごみ集積場設置やごみステーション化の推進を図りました。
- (2015(平成27)年11月末現在、可燃ごみ1,050箇所、不燃ごみ852箇所、再生資源326箇所設置。戸別収集地域：市街地を中心に14町内)
- ⑦ 清掃活動は、春の天神川流域清掃や地域毎の一斉清掃、各種団体と倉吉市が連携した玉川清掃、秋の全市一斉清掃が定着しました。
- ⑧ 不法投棄の防止については、市報・ホームページ等の広報活動や啓発看板の設置とともに、監視カメラを設置する等、鳥取県や倉吉警察署と連携して原因者を特定する等、不法投棄抑止の監視強化に努めました。
- ⑨ 災害廃棄物処理については、地震等災害が発生した場合に災害廃棄物の処理等を速やかに行うため、災害発生時における災害廃棄物処理等の協力に関し、2014(平成26)年10月に倉吉市をはじめ中部地区4町と一般社団法人鳥取県産業廃棄物協会と協定を締結しました。
- また、2015(平成27)年2月に鳥取県中部清掃事業協同組合や鳥取県清掃事業協同組合と協定を締結しました。

(6) 環境教育・学習

環境教育・学習については、認定こども園・幼稚園・保育所、児童館、小・中学校と連携し、こどもエコクラブ活動を支援してきました。次世代を担う子どもたちが主体的に行う環境教育活動を支援することにより、人間と環境の関わりへの理解を深め、将来にわたる環境保全への高い意識の醸成に努めました。

2 主な事業内容

基本目標	事業実績
(1) 地球環境 (地球温暖化防止)	地球温暖化防止対策 ○倉吉市では、地球温暖化防止対策として二酸化炭素(CO2)の排出抑制のため、電気、LPガス、ガソリン、灯油、軽油、重油等の使用量削減に取り組み、省エネルギー・省資源に努めてきましたが、二酸化炭素排出量は増加しました。 <倉吉市役所施設の排出量> 2010(平成22)年度温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算) 4,527トン 2014(平成26)年度温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算) 5,849トン ○住宅用太陽光発電システムの設置費を補助することにより2009(平成21)年度から2014(平成26)年度までに456基、最大出力合計2,092.16kWの住宅用太陽光発電システムを導入しました。 また、市内各所で事業用太陽光発電システムの設置が進み、太陽追

(1) 地球環境 (地球温暖化防止)	尾型等、先進のものも導入されています。 ○2015(平成27)年11月現在、市内18箇所に急速充電器や普通充電器が設置される等、電気自動車をはじめハイブリッド車やクリーンディーゼル車等のエコカー普及とエコカー使用者の利便性の支援が進んでいます。 ○2002(平成14)年度から、倉吉市は地方公共団体として、市民・事業者の模範となるよう環境負荷の少ない物品の購入やリサイクルの推進等、環境に配慮した行動を取り組んできました。 ・再生紙の利用促進 ・省エネ型機器の導入 ・省エネルギーの推進（照明のLED化導入：2012(平成24)年度本庁舎2階窓口部分、2013(平成25)年度主な執務室等に約1,000本設置） ・資源・エネルギー利用の節約（電気の節約、節水の推進、リサイクルの推進等） ・環境汚染の防止
(2) 生活環境 (アスベスト、公共用水域・事業所排水水質、騒音、振動、悪臭)	1 環境に対する監視・調査体制の整備 ○アスベスト検査は、市有施設で適宜行ってきました。（2014(平成26)年度実績7箇所） ○公害対策においては、公共用水域水質検査（5地点）、事業所排水水質検査（7箇所）、悪臭物質測定（2箇所）、自動車騒音監視（3箇所）等の環境測定を行っています。 2 騒音・振動が少ないまちをつくる ○騒音の苦情は、過去3年間で8件（2013(平成25)年度1件、2014(平成26)年度4件、2015(平成27)年度3件）あり、原因者へ適切に指導してきました。 （内容：建設業、医療・福祉、爆音機、猫よけ装置によるもの） 今後も、生活環境の保全、快適な環境の確保を図るため自動車騒音（3箇所）を測定し監視を実施します。また、深夜の騒音苦情にも適切に対応します。 ○振動についての苦情はありませんでした。 3 悪臭のないまちづくり ○近年、野焼きの苦情が増加傾向にあり、野焼き禁止の原則の周知に努めてきました。（大気汚染・悪臭の苦情件数：2013(平成25)年度0件、2014(平成26)年度5件、2015(平成27)年度14件） ※ 野焼き禁止の原則：P27、P33を参照

(3) 動物愛護活動	4 土壌汚染と地盤沈下の防止 ○土壌汚染と地盤沈下の発生については、現在、報告はありません。
	○飼い主や事業者、市民へペットの終生飼養等、動物愛護意識の高揚に努めました。2014(平成26)年度から飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費の支援を開始しました。 ＜飼い主のいない猫の避妊・去勢手術補助実績＞ ・2014(平成26)年度 27件（7月～3月） ・2015(平成27)年度 92件（4月～3月）
(4) 自然環境 (大気・水・河川・森林保全)	1 大気 ○自動車の二酸化炭素排出量の抑制では、エコカー等、環境への負荷が少ない自動車の利用や公共交通機関の利用促進を図るためノーマイカーデーの周知に努めてきました。しかし、移動距離や目的に応じたマイカーから公共交通機関の利便性の確保や自転車の利活用等が課題です。
	2 水の保全 ○下水道等の整備や接続率（2015(平成27)年度末現在、78.4%）が進み公共用水域の水質が向上しました。 玉川（宮川町） BOD（単位：mg/L） 2005(平成17)年 平均値 1.9 75%値 1.9 2013(平成25)年 平均値 0.7 75%値 0.8 ※BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る指標。この数値が大きいほど河川は汚れています。 ○生活排水未処理人口（単独浄化槽人口約2,500人含む）10,743人（2015(平成27)年3月31日現在）の削減が課題です。 ○油流出等、水質汚濁事故には関係機関と連携し原因者を特定し、指導と迅速な対応に努めました。 （水質汚濁苦情件数：2013(平成25)年度0件、2014(平成26)年度4件、2015(平成27)年度9件）
	3 河川の保全 ○国土交通省等と連携し水質汚濁を防止するとともに、地域活動団体、ボランティア団体と一緒に天神川流域一斉清掃に取り組んできました。

(4) 自然環境 (大気・水・河川・森林保全)	4 森林の保全
	○スギ・ヒノキ等の人工林(8,265ha)から木材生産を促進するため、集約化団地づくり、林道・作業道の整備、高性能林業機械を導入し低コスト化を推進する等、森林保全に努めました。
	○また、竹林が里山の人工林や天然林、耕作放棄地等に拡大しており、造林等における竹林の除伐・皆伐によるクヌギ等の造林、タケノコ栽培林化による竹林の適正管理の推進に努めました。
	5 公園・緑地等の保全
(5) 循環型環境 (ごみの減量化とリサイクルの推進)	○主要な観光スポットである白壁土蔵群・赤瓦周辺や八橋往来等、歴史的・文化的景観の町なみの保持に努めました。
	○スダジイ等の原生林が多く植生する打吹山周辺の打吹公園は、さくら名所100選、森林浴の森100選や日本都市公園100選に選定された総合公園となりました。
	(2015(平成27)年3月31日現在、市内25箇所76.29haの都市計画公園が計画決定しています。)
	6 景観の保全
	○近年、幹線道路沿道における屋外広告物や遊休農地・耕作放棄地の増加等、良好な景観の保全・形成を阻害する要因が増えつつあります。
	1 ごみの発生防止
	○2014(平成26)年度の家系系ごみの1人1日当たりの排出量は504g/人日で、2005(平成17)年度の526g/人日と比べて4.2%減少していますが、ごみの排出量が減少した要因は人口の減少や減量化が進んだためと推測されます。
	しかし、ほうきリサイクルセンターへの搬入量が2015(平成27)年は、特に前年に比べ可燃ごみ204.17トン、可燃粗大ごみ63.00トン増加し、新たに小型家電32.29トンが排出されており、市民のごみ減量意識とごみの減量化が課題です。
	また、中部地区全体では、事業系ごみの搬入量が増加傾向です。
	(可燃ごみ：2014(平成26)年度7,285トン→2015(平成27)年度7,430トン)
	2005(平成17)年度 ごみ排出量 17,103トン
	2014(平成26)年度 ごみ排出量 15,099トン
	15.7%減(目標5%減) 倉吉市調べ

(5) 循環型環境
(ごみの減量化
とリサイクル
の推進)

ほうきリサイクルセンターごみ搬入量 (単位: トン)

	倉吉市ごみ搬入量
2009(平成21年度)	15,151.25
2011(平成23年度)	15,035.33
2012(平成24年度)	15,063.46
2013(平成25年度)	15,179.95
2014(平成26年度)	15,222.00
2015(平成27年度)	15,497.59
前年増減	275.59
前年増減比	1.81%

ほうきリサイクルセンター調べ

※2010(平成22)年度のデータはありません。

2 リサイクルの推進

○市民の分別収集の意識が向上し徹底が図られ、資源ごみ回収団体の取り組みも定着し、リサイクル品目(缶類、びん類、ペットボトル、新聞・チラシ類、雑紙類、段ボール、古紙、布類、発泡スチロールトレイ、廃食油、牛乳パック類、小型家電)が増えたことによりリサイクル率が向上しました。

2005(平成17)年度 リサイクル率 17.6%

2014(平成26)年度 リサイクル率 24.0%

(目標20%)

倉吉市調べ

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生使用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量}}$$

(単位: kg)

	平成17年度	平成26年度
直接資源化量	2,207,347	3,820,557
ごみ処理量	19,310,477	18,919,227
集団回収量	957,070.4	659,772.0
施設処理に伴う資源化量	392,580.0	210,000.0
リサイクル率	17.6%	24.0%

倉吉市調べ

3 廃棄物の適正処理

○一般廃棄物の野焼き、産業廃棄物の不法投棄等不適正な処理が見受けられます。(2016(平成28)年2月29日現在: 不法投棄未処理事案22箇所)

(5) 循環型環境 (ごみの減量化 とリサイクル の推進)	○不法投棄の防止対策では、鳥取県・倉吉警察署と連携し、不法投棄パトロールを実施するとともに、監視カメラを設置し不法投棄者を特定する等、不法投棄の抑止に努めました。 4 環境の美化推進 ○自治公民館をはじめ、地域活動団体等によるまちの清掃活動が継続的に実施され、引き続き美観が保たれるよう環境美化活動の支援に努めました。 ○道路沿いや河川等に、ごみやタバコ等のポイ捨てや犬のフンの放置が見受けられ、市民や事業者へごみ等のポイ捨てをしないよう啓発に努めました。
(6) 環境教育・学習	1 環境啓発活動 ○清潔な環境を守るため、自治公民館や地域活動団体による全市一斉清掃の実施や町内清掃の取り組みが行われています。 ○自治公民館やごみ減量推進員を対象にごみ分別収集と減量に関する学習、こどもエコクラブ活動を支援する等、環境への意識を高める取り組みを推進しました。 ○地域活動団体や中部産業廃棄物協議会等の協力による不法投棄回収活動を行うことにより、不法投棄防止の啓発活動に努めました。 2 環境に関する情報の提供 ○自治公民館やごみ減量推進員を対象にごみ分別収集学習会を開催する等、情報提供や普及啓発に努めました。 ・自治公民館ごみ分別収集・減量化学習会 ・ごみ減量推進員研修会 ・市報、ホームページ、チラシ配布、啓発看板の設置等で普及啓発 ・苦情対応等による啓発 3 野生動植物の生息・生育環境を守る ○認定こども園・幼稚園・保育所、児童館、小・中学校と連携し、こどもエコクラブ活動の支援を通じて、次世代の子どもたちの動植物の生息・生育環境や自然環境への関心が高まっています。 (会員数：2013(平成25)年度1,295人、2014(平成26)年度1,176人、2015(平成27)年度1,337人、サポーター含む) 4 自然とのふれあいを進める ○市民が身近に自然とふれあえる場として、河川の水辺を活用した親水公園の整備に努めました。

(6) 環境教育・学習	○倉吉市の緑を守り育てる条例に基づき、緑の保全や緑化の推進に努め支援や情報提供を行っています。また、倉吉市に残る豊かな緑に親しみ、緑を大切にする心を育んでもらうよう、「緑の日」関連事業を開催してきました。 ○自然ウォッチング活動を通じて、自然体験や動植物の自然観察の場を提供する等、自然とのふれあいを推進しています。 ○市民団体等による環境学習・自然学習が取り組まれています。
(7) 計画の推進体制	倉吉市環境審議会の開催 ○必要に応じて環境施策に関する重要事項について、倉吉市環境審議会で審議してきました。今後は、この計画の施策の進捗状況等を年次報告し、施策見直し等の提言をいただき公表していく必要があります。 ＜これまでの審議事項＞ ・1996(平成8)年度 (株)倉吉インターヒルズゴルフクラブの「環境保全に関する覚書」の改定に対する審議 ・1997(平成9)年度 「地域高規格道路北条湯原道路」一般国道313号北条倉吉道路環境影響評価に対する審議 ・2000(平成12)年度 倉吉市環境基本条例の制定に対する審議 ・2004(平成16)年度 倉吉市環境基本計画の内容に対する審議 ・2008(平成20)年度 倉吉市ポイ捨て等禁止条例の制定に対する審議

第4章 快適に暮らすことができるまち倉吉をつくる

1 計画のめざす環境像

倉吉市環境基本条例等を踏まえ、この計画を進めていくうえでの将来のあるべき姿をめざす環境像を次のように示します。

「快適に暮らすことができるまち倉吉」

私たちは、美しい日本の歴史風土100選に選ばれた伯耆国の国庁跡、国分寺跡、陣屋町、倉吉の町なみがあり、中でも重要伝統的建造物群保存地区や酒と醤油の香るスポットとして「かおり風景100選」に認定されている白壁土蔵群・赤瓦周辺の町なみのほか、「森林浴の森日本100選」「日本の都市公園100選」「さくら名所100選」に選定された打吹山・打吹公園等、豊かな自然と調和した古い歴史のある城下町を大切にしていきます。

また、森林資源を新たなバイオマス資源として利活用し、化石燃料の消費削減や温室効果ガスの排出削減をめざし、新エネルギーの地産地消による循環型社会の実現に向けて、木質バイオマスエネルギーの事業化について調査・研究に努め、地域の経済循環を図り地域活性化へつなげていきます。

この豊かな自然にあふれた「ふるさと・倉吉」に強い愛着と誇りを持ち、倉吉市・事業者・市民等が一体となり、倉吉市の歴史と文化の薫る美しい自然環境や文化環境を守り育て、だれもがいつまでも住み続けたい、暮らしてみたいと思える魅力とうるおいに満ちあふれた「快適に暮らすことができるまち倉吉」の実現に向け、将来にわたって自然との共生と循環型社会の構築を創りだし、次世代へ継承していく役割と責務があることを認識するために、この環境像を掲げます。

2 基本目標

めざす環境像を実現するための基本目標は、次の5つです。

基本目標Ⅰ 地球にやさしいまちを実現する キーワード（循環）

私たち自身の日常生活や事業活動が環境へ負荷を与えることを認識し、地域での協働した環境保全への取り組みに参画する等、貴重な資源・エネルギーを有効に活用するとともに地球温暖化防止対策を推進し、環境への負荷の少ない低炭素型社会のまちづくりをめざします。

基本目標Ⅱ 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する（安心）

私たちは、きれいな空気の中で生活ができ、清らかでおいしい水を飲み続けられ、騒音・振動・悪臭が少なく、公害や有害物質等の影響がない、人が健康で安心して暮らすことのできる良好な生活環境や都市環境が確保されたまちづくりをめざします。

基本目標Ⅲ 人と自然が共生するまちを実現する（共生）

私たちは、自然のもつ働きや仕組みを理解し生態系を守るため、清らかな水と緑のあふれる自然環境を保全する取り組みを実践するとともに、農地・森林保全を進め自然の循環が保たれた人と自然が調和したまちづくりをめざします。

基本目標Ⅳ ごみの少ないまちを実現する（快適）

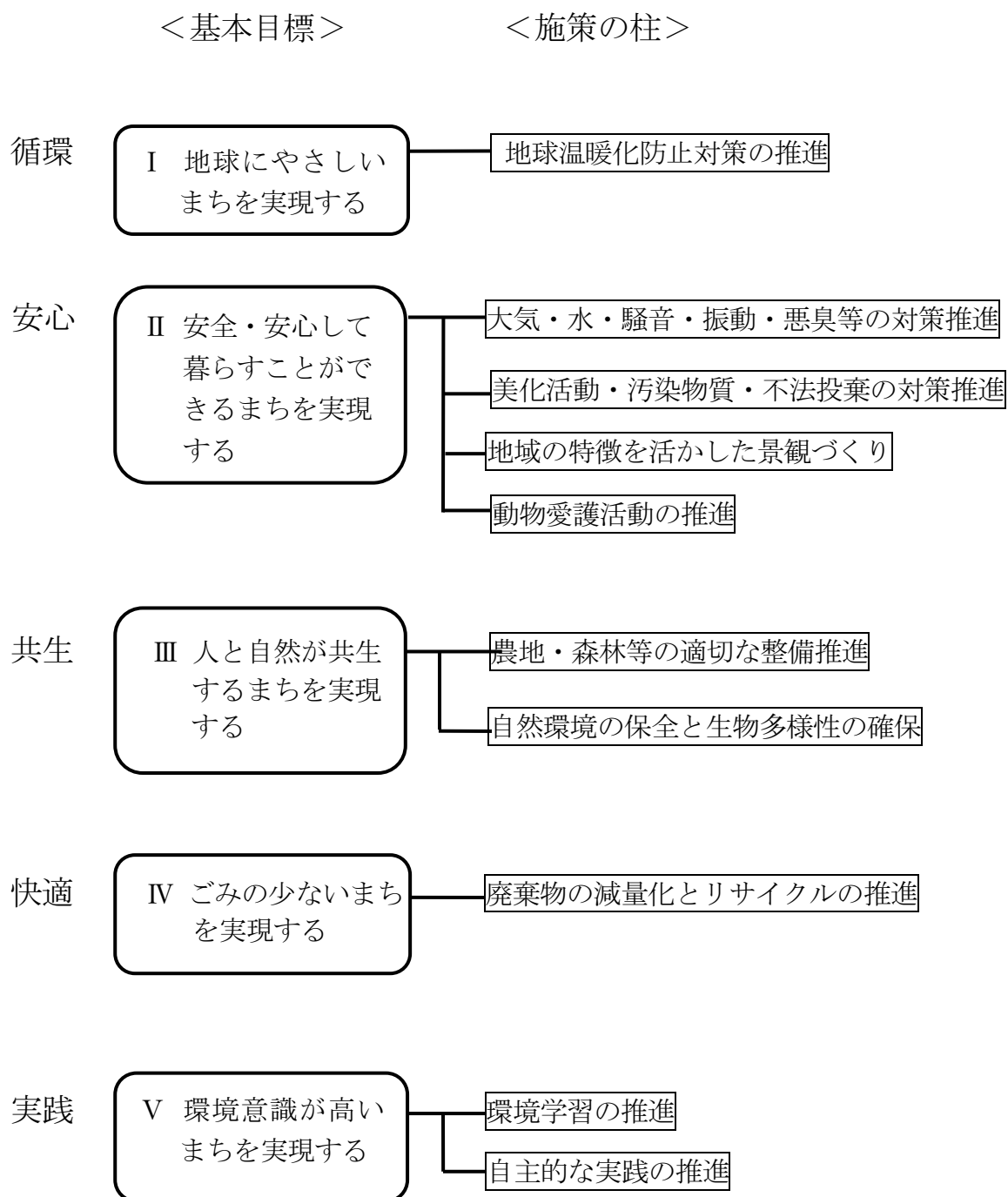
私たちは、『混ぜればごみ、分ければ資源 “もったいない”』を合言葉に、ごみとなるものを持ち込まない「リフューズ（Refuse）；断る」を起点に、ごみを抑制する「リデュース（Reduce）；ごみを減らす」、繰り返し使う「リユース（Reuse）；再使用する」、資源として再生利用する「リサイクル（Recycle）；再生利用する」の取り組みによる4つの「R」から始まる行動を、倉吉市全体で活発に展開し、資源として活かす持続可能な循環型社会の構築されたまちづくりをめざします。

基本目標Ⅴ 環境意識が高いまちを実現する（実践）

私たちを取り巻く環境問題は、今や行政だけで解決することは困難になっています。より多くの事業者、市民等が倉吉市との協働による環境保全活動を求められていることを踏まえ、環境情報や学習機会の提供に努め、私たちの環境意識が高まり、実践できるまちづくりをめざします。

3 基本目標と施策の柱

設定した5つの基本目標を達成するための取り組みにあたり、それぞれの基本目標に対応して、次のような施策の柱を設定します。



4 施策の体系

めざす環境像

基本目標

推 進 す る 施 策

快
適
に
暮
ら
す
こ
と
が
で
き
る
ま
ち
倉
吉

Ⅰ 地球にやさしいまちを実現する

- 1-1 低炭素型のまちづくりを推進する
- 1-2 エネルギーの消費量を削減する
- 1-3 再生可能エネルギーを使用する
- 1-4 温室効果ガスの排出を抑制する

エネルギーシフトの推進
省エネルギーの推進
再生可能エネルギーの普及拡大
温室効果ガス排出量の削減

Ⅱ 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する

- 2-1 大気を守る
- 2-2 悪臭の抑制されたまちをつくる
- 2-3 水を守る
- 2-4 騒音・振動の少ないまちをつくる
- 2-5 美化活動を推進する
- 2-6 美化活動を支援する
- 2-7 野焼きを禁止する
- 2-8 まちの清潔を保持する
- 2-9 伝統的景観と都市景観を守る
- 2-10 ペットを適正管理し動物と共生する

大気汚染の防止
悪臭を防ぐ
生活排水対策の推進
騒音・振動を防ぐ
まち（地域）の美化の推進
まち（地域）の美化の支援
野焼きの禁止・啓発
土地・建物の適正管理
町なみの保全と創造
動物の愛護と適正な管理

Ⅲ 人と自然が共生するまちを実現する

- 3-1 豊かな農地を守る
- 3-2 健やかな森林を守る
- 3-3 野生動植物の生息・生育環境を守る
- 3-4 自然とのふれあいを進める

農地、自然保護活動の推進
森林・竹林整備・保全
野生動植物・生態系を守る
水辺環境の保全、自然体験

Ⅳ ごみの少ないまちを実現する

- 4-1 ごみの排出量を抑制する
- 4-2 リサイクルを推進する
- 4-3 廃棄物を適正に処理する

収集処理体制の整備
4 R活動の推進
不法投棄対策の推進

Ⅴ 環境意識が高いまちを実現する

- 5-1 環境意識を醸成する
- 5-2 環境に関する情報を提供する
- 5-3 環境を監視し、注意喚起を促す

環境教育・学習の充実
環境情報の提供と活用
公害防止対策の推進

基本目標 I 地球にやさしいまちを実現する

1 低炭素型のまちづくりを推進する

現在、地球環境問題と呼ばれているものは、地球温暖化・オゾン層の破壊・酸性雨・砂漠化・海洋汚染・有害廃棄物の越境移動・熱帯雨林の減少・野生生物種の減少・開発途上国の環境問題等があり、地球規模での取り組みが必要となっています。

今日では、再生可能エネルギーの使用や化石燃料の使用削減が求められています。また、焼却施設の二酸化炭素排出抑制やエネルギー・熱回収による環境に配慮した施設への転換を図るため、ごみの分別収集を徹底し資源化の推進に努めることが重要です。

そのためには、市民一人ひとりの今の行動が人類の未来を左右するという考えを持って、環境問題に関心を持ち身近にできる取り組みを実践することが大切です。

また、住宅や事業所等において、再生可能エネルギーの導入や革新的な技術によって、二酸化炭素排出量が比較的少ないエネルギー利用への転換が進んでいます。バイオマスや太陽光、水力、風力、地熱等の地域に存在する多様な再生可能エネルギーの導入が進み、2016(平成28)年度から電力自由化に伴い地域新電力会社等による地域内エネルギー供給とそのネットワークが構築され、大規模集中型電源とのエネルギー供給が連携されることで、安定したエネルギー需給構造が構築されています。

◇◆現状と課題◆◇

今日の環境問題は、公害や環境破壊の問題にとどまらず、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動の定着に伴い、地球規模の空間的広がりや将来の世代への影響という時間的広がりを持つ問題となっています。

食品ロス削減や簡易包装の推進等、ごみの発生抑制につながる4つのRの取り組みを進め、ごみの焼却に伴う二酸化炭素の発生抑制や焼却施設からのエネルギー・熱回収、廃棄物系バイオマスエネルギーの利用を進めていくことが必要です。

倉吉市の取り組み

- (1) 国・鳥取県・関係機関と協力し、地球環境問題の解決に向けて取り組みます。
- (2) 地球温暖化防止のための倉吉市行動計画を策定し、二酸化炭素の排出抑制に努めます。
- (3) 再生可能エネルギー（バイオマス、太陽光、小水力等）の導入を支援します。
- (4) 家庭の二酸化炭素排出量がわかる環境家計簿の普及啓発に努めます。

事業者の取り組み

- (1) 地球温暖化防止のため、二酸化炭素の排出抑制に努めましょう。
- (2) 国・鳥取県・倉吉市等の地球環境保全対策に協力しましょう。
- (3) エコポイント活動に参加しましょう。

※エコポイント：省エネ住宅の新築やエコリフォームの普及を図るとともに、消費者の需要を喚起し、住宅投資の拡大を図る事を目的とし、一定の省エネ性能を有する住宅の新築やエコリフォームに対して、様々な商品等と交換できるポイントを発行する制度です。

市民の取り組み

- (1) 二酸化炭素の排出抑制のため、エアコンの設定温度を適正に設定する等、省エネルギー・省資源に努めましょう。
- (2) 国・鳥取県・倉吉市等の地球環境保全対策に協力しましょう。
- (3) エコポイント活動の参加や環境家計簿を活用しましょう。

2 エネルギーの消費量を削減する

無駄な電気を消したり冷暖房の温度調整をする等の一般的な省エネ対策は、多くの家庭や事業所で取り組まれています。

化石燃料等の資源は、現在の経済基盤をなすものであり有効に活用していく必要がありますが、燃焼による二酸化炭素の発生抑制等の面からも消費量の削減に取り組む必要があります。

さらに、省エネ性能の高いLED照明について、倉吉市役所では2012(平成24)年度から2013(平成25)年度にかけて本庁舎に約1,000本設置をする等、地方公共団体が率先して公共施設等に導入を図るとともに、企業や家庭への導入促進が必要です。

◆◆現状と課題◆◆

資源保護の観点から省エネルギー、省資源に取り組む必要があります。

また、地球温暖化防止対策として、二酸化炭素の排出につながる化石燃料の消費を抑える必要があります。

倉吉市の取り組み

- (1) 公共施設の照明のLED化を推進する等、様々な省エネルギーに努めます。
- (2) 省エネルギー機器の周知や利用促進の啓発を行います。
- (3) ゴーヤやアサガオ等の植物を育てて作るグリーンカーテンの取り組みを普及啓発します。
- (4) エコライフ活動の普及啓発に努めます。

※エコライフ活動：地球温暖化を防止するために、私たち自身ができる活動のひとつです。

地球環境を破壊しないような電化製品や、自動車を購入することもエコライフ活動のひとつです。そして、それを長く使い続けることも立派なエコライフ活動です。

事業者の取り組み

- (1) 省エネルギー対策を検討するとともに節電に努め、照明のLED化等、省エネルギー機器を利用しましょう。
- (2) 環境保全に役立つ商品の開発に努めましょう。
- (3) 市民に販売する電化製品については、省電力型のものを提案しましょう。

市民の取り組み

- (1) エコライフ活動に努めましょう。
- (2) 電化製品は省電力型のものを選びましょう。
- (3) 自動車を購入する際には、電気自動車、プラグインハイブリッド車等、エコカーの車両

を選びましょう。

(4) エネルギー消費が高まる夏場・冬場を中心に、クールビズやウォームビズに取り組みましょう。

(5) ゴーヤやアサガオ等の植物を育ててグリーンカーテンを作りましょう。

3 再生可能エネルギーを使用する

近年、住宅や事業所等においては、再生可能エネルギー（太陽光発電、風力発電、熱エネルギー等）の導入や革新的な技術によって、二酸化炭素排出量が比較的少ないエネルギー利用への転換が進んでいます。

国内では地球温暖化対策として、再生可能エネルギーの使用により、化石燃料の消費量を減少させ、二酸化炭素の排出削減につなげた取り組みが推進されています。また、森林の適切な整備・保全につながる未利用間伐材等の木質バイオマス等をエネルギーとして利用（発電・熱利用）する取り組みが行われています。木質バイオマス事業導入によるエネルギーの地産地消により地域経済が循環し、雇用の創出も見込まれることから地域活性化も期待されています。

倉吉市においても、森林保全を推進し、木質バイオマス等再生可能エネルギー事業等の導入に向けて、事業者、施設運営者、市民等と木質バイオマス等再生可能エネルギー活用検討協議会を設置して、産業として事業化への調査・研究を取り組みます。

◇◆現状と課題◆◇

太陽光発電については、事業用（10kW以上）のものが市内各所に設置されているのが見受けられます。住宅用（10kW未満）のものについては、設置費の一部を倉吉市が補助しており、2014(平成26)年度末で456基、2,092.16kWが稼働しています。

地球温暖化防止対策に向けて、再生可能エネルギーへの転換や事業者が主体となり景観や生態系への影響に配慮しつつ、身近にある再生可能エネルギーを利活用する設備の導入を図ることが求められます。

倉吉市の取り組み

- (1) 住宅用太陽光発電システムや家庭用コージェネレーションシステムを導入する市民に対して、鳥取県と連携して支援します。
- (2) 小水力等の再生可能エネルギーの導入を支援します。
- (3) 木質バイオマス等再生可能エネルギー活用検討協議会を設置し、木質バイオマス発電事業化（木質チップボイラー、薪ボイラー含む）について調査・研究に取り組みます。

事業者の取り組み

- (1) 太陽光発電等、再生可能エネルギーを利活用しましょう。
- (2) 木質バイオマスで発電した電力等、再生可能エネルギーの利活用を推進しましょう。
- (3) 地域エネルギー社会構築への取り組みに理解を深めましょう。

※地域エネルギー社会：太陽光、バイオマス、温泉熱、小水力等地域内の資源を使用して作られた再生可能エネルギーをその地域に供給し、エネルギーの地産地消を行うことにより、地域内

で経済循環を行うこと。

市民の取り組み

- (1) 太陽光発電等、再生可能エネルギーの利活用に努めましょう。
- (2) 地域エネルギー社会構築への取り組みに理解を深めましょう。

4 温室効果ガスの排出を抑制する

人間の活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類があります。石油や石炭等の化石燃料の消費により大量の二酸化炭素が大気中に放出されています。

県内の二酸化炭素排出量のうち、運輸部門が1990(平成2)年比で49%(2011(平成23)年実績)増加していることから、移動には自動車に依存したクルマ社会から、環境負荷が少ない交通手段(公共交通機関、自転車、エコカー)に転換していく必要があります。

また、オゾン層を破壊するフロンの代替として、代替フロンへの転換が進められております。代替フロンはオゾン層を破壊しないものの、その温室効果については二酸化炭素の数百倍から数万倍までと言われています。

近年、業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器からの漏えいが問題となっており、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」が改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下「フロン排出抑制法」といいます。)」と名称も新たに2015(平成27)年4月から施行され、業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の管理者(所有者)は、機器廃棄時のフロン類の回収だけではなく、機器のフロン類の適正管理が義務付けられるようになりました。

倉吉市の取り組み

- (1) フロン排出抑制法に基づく義務等の周知に努めます。
- (2) フロン排出抑制法に基づき、倉吉市役所の施設等に使用されている業務用エアコン・冷凍冷蔵機器を「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(2014(平成26)年経済産業省、環境省告示第13号)。以下「管理者の判断基準」といいます。)」に基づき点検等を実施する等、適正に管理しフロン類の漏えいを防止します。
- (3) エコカー導入の普及啓発に努めます。
- (4) 公共交通機関や自転車利用の普及啓発に努めます。

事業者の取り組み

- (1) 第一種特定製品の管理者は、フロン排出抑制法に基づき業務用エアコン・冷凍冷蔵機器を「管理者の判断基準」に基づき点検等を実施する等、適正に管理しフロン類の漏えいを防止しましょう。
- (2) フロン類の充填・回収や機器の廃棄等が必要なときは、第一種フロン類充填回収業者に依頼しましょう。
- (3) 空ぶかしやアイドリングを止める等、エコドライブに努めましょう。

(4) エコカー等の導入を図りましょう。

※「第一種特定製品」：業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器で、冷媒としてフロン類が使用されているものをいいます。(ただし、カーエアコンを除きます。)

※「第一種フロン類充填回収業者」：第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填したり、回収したりすることを業として行う者をいいます。

市民の取り組み

(1) 家庭で使用しているエアコン、冷蔵庫等を更新、廃棄等するときは、家電リサイクル法等の制度に従い適正に処分しましょう。

(2) 空ぶかしやアイドリングを止める等、エコドライブに努めましょう。

(3) エコカーの購入に努めましょう。

(4) クルマを利用している身近な場면을公共交通機関や自転車利用へ転換を図りましょう。

基本目標 II 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する

1 大気を守る

自然豊かな森林の木々の緑は美しく、大気はとてもさわやかで、人や動植物にとって欠かせないものです。快適な生活環境を保全する観点から、大気の浄化のために有効な森林の構成の維持に努め、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する必要があります。

大気汚染による人の健康や生活環境への悪影響を防止するため、大気汚染防止法や鳥取県公害防止条例によって汚染物質の発生源となるおそれのある施設等に対しては排出基準が定められ、大気環境が保たれています。

近年では、中国大陸から家庭の石炭暖房、自動車の排気ガス、工場の排煙等に含まれる有害なPM2.5が偏西風によって日本に飛来しています。また、中国大陸における森林減少、土地の劣化、砂漠化といった人為的影響により黄砂が飛散しやすくなり、中国大陸で大気汚染物質が付着した後、日本へと運ばれるという環境問題が発生しています。

◇◆現状と課題◆◇

大気環境については倉吉保健所で観測されており、光化学オキシダントやPM2.5を除いて環境基準を達成しています。

また、農業を営むためにやむを得ない草木等の焼却は禁止から除外(特例)されていますが、従来どおり農業を営むために草木等を焼却しても農地の宅地化に伴い、近隣の住民から野焼きの苦情が寄せられる場合があります。

※特例：風俗習慣上や宗教上の行事、農林業によるやむを得ないもの

倉吉市の取り組み

- (1) 中国大陸から運ばれて来るPM2.5等の大気汚染物質の状況に関する情報提供に努めます。
- (2) アスベスト使用の建築物の解体工事等に対する調査や作業基準遵守の指導に努めます。

事業者の取り組み

大気汚染防止法等の関係法令を遵守し、事業活動に伴う大気汚染物質の排出を抑制し、施設の適正管理に努めましょう。

市民の取組み

野焼きを行わずごみの減量化に努めるとともに、分別等による排出を行いましょう。

図表8 大気汚染物質の推移

		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	環境基準達成状況の目安
二酸化いおう	1時間値の年平均値 (単位: ppm)	0.003	0.002	0.002	0.002	0.000	0.001	0.001	0.000	0.001	0.000	0.04以下
浮遊粒子状物質	1時間値の年平均値 (単位: mg/m3)	0.022	0.020	0.018	0.019	0.017	0.018	0.014	0.015	0.015	0.014	0.10以下
二酸化窒素	1時間値の年平均値 (単位: ppm)	0.006	0.005	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004	0.003	0.06以下
光化学オキシダント	昼間の1時間値の年 最高値(単位: ppm)	0.079	0.082	0.096	0.080	0.103	0.092	0.084	0.088	0.093	0.093	0.06以下

(鳥取県ホームページから)

2 悪臭の抑制されたまちをつくる

悪臭の原因物質は数十万種類にのぼるといわれており、複数の原因物質による複合された悪臭の問題が多く、人によって感じる不快感に違いがあるため、解決が困難な問題です。

悪臭防止法に基づいて、悪臭を防止することにより生活環境を保全する必要があると認められる地域（市街地）については指定がされ、その地域については悪臭が規制されています。

◇◆現状と課題◆◇

悪臭の苦情は、2013(平成25)年度0件、2014(平成26)年度5件、2015(平成27)年度14件でした。

悪臭の発生を防止するためには、廃棄物の適正管理の徹底、適正な家畜やペットの飼養、農業用堆肥の抑制、生活排水等の下水道（浄化槽）処理の促進、野焼きの禁止（特例は縮減）等の周知が必要です。

倉吉市の取り組み

- (1) 悪臭防止法に基づき、鳥取県や関係機関と連携して測定・規制を行います。
- (2) 悪臭が発生した場合は、鳥取県や関係機関と連携して、指導を行います。
- (3) 法的規制区域にかかわらず、法的基準内となるよう普及啓発に努めます。

事業者の取り組み

- (1) 法的規制区域外であっても、事業活動における悪臭の発生を抑制しましょう。
- (2) 事業活動において、大気汚染物質の排出基準を守りましょう。

市民の取り組み

- (1) 屋外での野焼きはやめましょう。
- (2) 生ごみ等の適正処理やペット等を適正管理し、悪臭の発生を防止しましょう。

3 水を守る

水は生命の源であり、絶えず地球上を循環しています。降った雨は大地を潤し、緑を育み、河川水や地下水となって流れ、海に注がれ蒸発し、再び雨を降らせています。私たちは、森林の恵みを受けきれいな水により生活、産業、文化等に多大な恩恵を受けてきました。

水は私たちの貴重な財産であることを再認識し、水を守ることが大切です。そして、水道水は直接人の健康に関わることから常に安全性が求められ、安全性の持続的な確保のために水道施設の適正管理に努めています。水資源の利用については、持続可能で安全な水道水の確保の観点からモニタリング等の継続が必要です。

また、環境中に存在する内分泌かく乱化学物質（以下「環境ホルモン」といいます。）は、人や野生生物の生体内であたかもホルモンのように作用して、内分泌（ホルモン等の分泌物を分泌細胞等から血液中に放出すること。）をかく乱し、生殖機能を阻害する等悪影響を及ぼす可能性が示唆されています。鳥取県では、内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質の実態調査を実施しています。

◇◆現状と課題◆◇

下水道等の整備により生活排水が公共用水域（河川や湖沼のことをいいます。）に流れ出ることが少なくなり、公共用水域の水質を水の汚れを測る指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）で見ると天神川、国府川、小鴨川、絵下谷川は清浄な状態を保っています。

国土交通省が公表した全国一級河川の水質現況において、2013(平成25)年には水質が最も良好な地点に大原（天神川）、河原町（小鴨川）、関金町関金宿（小鴨川）が、水質が最も良好な河川に小鴨川が、2014(平成26)年には水質が最も良好な地点に河原町と関金町関金宿（小鴨川）が、2015(平成27)年には水質が最も良好な河川に天神川と小鴨川が選ばれています。

○●対策●○

（１）生活排水対策の推進

日常において排出された生活排水は、公共用水域の水質汚濁等、生活環境を悪化させる原因となります。公共下水道や農業（林業）集落排水施設の未接続家庭については、計画区域内の整備の推進を図るとともに、生活排水処理施設未整備地区については、浄化槽設置の推進を図ります。

図表 9 生活排水処理施設の整備状況

行政区域内人口	公共下水道人口	農業（林業）集落排水人口	合併処理浄化槽人口	普及率
49,062人	31,187人	5,911人	1,221人	78.1%

（倉吉市調べ 平成27年3月31日現在 外国人を含みます。）

（２）工場・事業場排水の対策

工場・事業場等からの排水については、鳥取県や関係機関と連携し、水質汚濁防止法等の関係法令に基づき監視・指導を行っています。

倉吉市の取り組み

- （１）水質汚濁防止法等の関係法令に基づき、鳥取県や関係機関と連携し公共用水域の水質を測定し、事故発生時には迅速な対応に努めます。
- （２）工場・事業場からの排水測定を行います。
- （３）公共下水道・農業（林業）集落排水施設・浄化槽等を整備促進し、公共用水域の水質保全に努めます。
- （４）良質な水の安定供給を確保する観点からも森林保全の整備推進に努めます。
- （５）化学物質による環境汚染、生態系への影響を防止するため、一般環境中における環境汚染化学物質（ダイオキシン類、環境ホルモン等）について情報提供に努めます。

事業者の取り組み

- （１）水質汚濁防止法等を遵守するとともに、法規制外であっても水環境保全を考え、自主的な水質保全対策を実施しましょう。
- （２）公共下水道・農業（林業）集落排水施設・浄化槽等に接続し、排水を直接公共用水域に流さないようにしましょう。

- (3) 農地への過剰な肥料や農薬の使用を避け、水田の濁水流出防止等の水管理等、環境にやさしい農業を推進しましょう。

市民の取り組み

- (1) 公共下水道・農業（林業）集落排水施設・浄化槽を設置する等、生活排水を直接公共用水域に流さないようにしましょう。
- (2) 排水に油・生ごみ等を直接流さないようにしましょう。
- (3) 河川の美化等の環境保全活動に参加しましょう。

図表10 BOD（生物化学的酸素要求量）の推移

(単位：mg/ℓ)

			H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
天神川	大原	75%値	0.5	0.5	0.6	0.9	0.8	0.6	0.6	0.8	<0.5	0.6
		平均値	0.6	0.5	0.6	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6
	小田	75%値	0.8	0.6	0.8	0.7	0.7	0.7	0.6	0.8	0.6	0.6
		平均値	0.7	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	0.5	0.6
国府川	福光	75%値	0.7	0.7	1.4	0.9	0.8	0.6	0.7	0.8	0.5	0.5
		平均値	0.7	>0.6	1.1	0.9	0.7	0.6	0.6	0.7	0.5	0.5
小鴨川	巖城	75%値	0.6	0.7	0.8	0.8	1.0	0.6	<0.5	0.6	0.6	0.5
		平均値	0.7	0.6	0.9	0.7	0.9	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6
	河原町	75%値	<0.5	0.5	0.7	0.7	0.6	0.5	<0.5	0.7	<0.5	<0.5
		平均値	0.5	0.5	0.9	0.6	0.7	0.6	0.5	0.7	0.6	<0.5
	関金町関金宿	75%値	<0.5	0.5	0.7	0.8	0.8	0.5	0.6	0.6	<0.5	<0.5
		平均値	0.6	0.5	1.1	0.8	0.8	0.5	0.6	0.6	0.5	<0.5
	関金町今西	75%値	<0.5	0.6	0.5	0.8	0.6	0.6	0.5	0.5	<0.5	0.5
		平均値	0.5	0.7	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	<0.5	0.5
玉川	巖城	75%値	0.9	1.2	0.8	1.0	1.0	0.6	0.8	0.8	0.6	0.6
		平均値	0.7	1.0	0.9	0.9	0.9	0.6	0.8	0.7	0.6	0.6
	宮川町	75%値	2.5	1.9	1.5	1.5	1.7	1.3	1.5	1.2	1.2	0.8
		平均値	1.9	1.9	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.3	1.0	0.7
	西仲町	75%値	2.0	3.8	1.4	1.7	1.8	1.6	1.7	1.4	2.0	0.6
		平均値	1.6	2.4	1.1	1.5	1.6	1.4	1.3	1.4	1.4	0.6
	余戸谷町	75%値	1.0	1.6	0.7	0.8	1.1	0.8	1.0	0.7	1.1	0.7
		平均値	1.2	1.1	0.6	0.7	0.9	0.8	0.8	0.8	1.0	0.7
	八幡町	75%値	0.5	0.5	0.5	0.7	0.5	0.6	0.5	0.6	<0.5	0.5
		平均値	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6	0.5	0.6
	鴨川	75%値	1.3	0.5	1.2	1.2	1.1	1.0	1.4	0.8	1.0	0.8
		平均値	0.9	0.6	1.1	1.1	1.1	0.9	1.4	1.0	1.0	0.7
鉢屋川	堺町	75%値	2.8	0.9	1.5	1.0	1.3	1.8	2.1	1.3	1.3	1.1
		平均値	2.6	0.9	1.4	1.0	1.2	1.6	1.8	1.4	1.3	1.1
	福吉町	75%値	1.4	0.7	1.2	1.4	0.9	0.9	1.2	1.4	1.1	0.9
		平均値	1.1	0.8	1.3	1.1	1.0	1.1	1.0	1.2	1.1	0.9
	河原町	75%値	1.1	<0.5	2.3	0.8	0.6	0.7	0.9	0.5	1.0	0.7
		平均値	1.1	0.7	1.8	0.7	0.7	0.7	0.9	0.6	1.1	0.8
	絵下谷川	75%値	1.1	<0.5	0.5	0.6	0.9	0.6	1.0	0.8	0.8	0.5
		平均値	0.9	0.8	0.7	0.7	0.8	0.7	1.1	0.7	0.7	0.6

(鳥取県ホームページから)

4 騒音・振動の少ないまちをつくる

騒音規制法により、工場、事業場等の施設から発生する騒音や建設作業により発生する騒音や、自動車や鉄道等の交通機関から発生される騒音が規制されています。同様に、振動規制法により、工場、事業場等の施設から発生する振動や建設作業により発生する振動が規制されて

います。

また、鳥取県公害防止条例により、深夜の騒音や拡声器の使用に伴う騒音が規制されています。これらの法律や条例により、日々の生活が平穏に保たれています。

◇◆現状と課題◆◇

騒音規制法に基づいて、騒音を防止することにより生活環境を保全する必要があると認められる地域（市街地）については指定がされ、その地域については騒音が規制されています。

主要地方道や国道に面した地域では、ほぼ、自動車騒音の許容限度以下となっています。

振動規制法に基づいて、振動を防止することにより生活環境を保全する必要があると認められる地域（市街地）については指定がされ、その地域については振動が規制されています。

また、カラオケ騒音等の深夜騒音については、鳥取県公害防止条例に基づいて指導しています。

（騒音苦情：2013(平成25)年度から2015(平成27)年度まで8件）

倉吉市の取り組み

- （1）騒音規制法・振動規制法に基づき、鳥取県や関係団体等と連携して測定・規制を行います。
- （2）法的規制区域にかかわらず、法的基準内となるよう普及啓発に努めます。
- （3）鳥取県公害防止条例に基づき、深夜（午後10時から翌朝午前6時まで）の事業活動による騒音について測定・規制を行います。

事業者の取り組み

- （1）騒音規制法・振動規制法を遵守し、騒音・振動の発生を抑制しましょう。
- （2）鳥取県公害防止条例を遵守し、深夜（午後10時から翌朝午前6時まで）の事業活動による騒音が発生しないようにしましょう。
- （3）事業用自動車については、エコカーの導入促進、運転マナーの良い運転に努めましょう。

市民の取り組み

- （1）公共交通機関や自転車を利用する等、マイカー使用の抑制に努めましょう。
- （2）近い場所に行く場合には、自転車利用や徒歩に努めましょう。
- （3）近隣に、騒音被害が出ないように努めましょう。

5 美化活動を推進する

1997(平成9)年7月に鳥取県環境美化の促進に関する条例が施行され、鳥取県全域でのごみのポイ捨てが禁止されました。

その後、倉吉市においても2008(平成20)年8月に倉吉市ポイ捨て等及び公共の場所における喫煙の制限に関する条例を施行し、ごみのポイ捨てや飼い犬のフンの放置が禁止されました。

環境美化促進地区として、倉吉市伝統的建造物群・ポケットパーク周辺地区と倉吉市関金町清流遊YOU村地区を指定し、ごみのポイ捨て等を特に禁止しています。

2005(平成17)年11月に倉吉市落書きの防止に関する条例を施行し、市民と倉吉市との協働により市内各所にされていた落書きを消去するとともに、発見した場合は適切に対応しています。

2015(平成27)年4月に倉吉市公共施設等における放置自動車の適正な処理に関する条例を施行し、公共施設等への自動車の放置を禁止しました。

◇◆現状と課題◆◇

毎年1回全市一斉清掃を実施し、市民一人ひとりの協力のもと清潔で快適な生活環境を守るため、自治公民館や各地域で清掃活動を行い、散乱したごみを一掃しています。

しかし、河川、道路、空き地等にごみの散乱が見られます。散乱ごみや落書き等のないまちをめざし、ごみ等の適正処理や落書き防止の啓発活動が必要です。

倉吉市の取り組み

- (1) 河川や道路、排水路、公園等の全市一斉清掃を実施します。
- (2) 公共の場所におけるごみやタバコ等のポイ捨て禁止の周知徹底を図ります。
- (3) 公共の場所における飼い犬等のフンの放置を防ぐとともに、マナーの周知に努めます。
- (4) 鳥取県や環境美化指導員と連携し、環境美化促進地区の一層の美化を推進します。
- (5) いかなる落書きもないよう防止啓発に努めます。
- (6) 公共施設におけるバイク、自動車等の放置の原則禁止を周知します。

事業者の取り組み

河川や道路、排水路、公園等の環境美化活動に協力しましょう。

市民の取り組み

- (1) 河川や道路、排水路、公園等の環境美化活動に協力しましょう。
- (2) 家庭から出るごみやタバコ等のポイ捨てはしないようにしましょう。
- (3) 犬の飼い主は、マナーを守りフン等を適正に処理しましょう。

6 美化活動を支援する

各自治公民館や地域活動団体において、年数回、自分たちが暮らしている町内や地域で美化活動が行われています。

また、玉川や鉢屋川等、ボランティアによって美化活動が行われ、美しく快適な生活環境づくりが進められています。

◇◆現状と課題◆◇

全市一斉清掃や清掃ボランティア活動にごみ袋を無償提供しています。

また、自治公民館における生活排水溝や河川の清掃、町内の草刈り清掃等には、土砂運搬車やコンテナ車を配車する等、地域の美化活動を支援しています。

倉吉市の取り組み

- (1) 清掃ボランティアへのごみ袋の無償提供等支援を行います。
- (2) 自治公民館や地域ごとの生活排水溝清掃等、地域清掃活動を支援します。

事業者の取り組み

自治公民館や地域毎の環境美化活動に協力しましょう。

市民の取り組み

- (1) 環境美化活動に取り組みましょう。
- (2) 自治公民館や地域での清掃活動に協力しましょう。

7 野焼きを禁止する

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）により、ごみを屋外で焼却することは、特例を除いて禁止されています。プラスチックやビニール等を焼却するとダイオキシン類の発生や環境汚染の原因になります。

家庭から出たごみは、倉吉市の収集日に出すほか再利用に努め、事業活動から出たごみは収集運搬許可業者に委託する等、適切な排出処理を徹底することが求められます。

◇◆現状と課題◆◇

2013(平成25)年から2015(平成27)年までの公害苦情のうち、大気汚染16件、悪臭3件が野焼きに関わるものでした。市民や事業者への周知が必要です。

また、農林業を営むためにやむを得ないものとして草木の焼却は焼却禁止の除外にされていますが、従来どおり焼却していても、農地が宅地化していくことに伴い近隣の住民から苦情が寄せられるようになっていきます。

倉吉市の取り組み

廃棄物処理法に基づき、野焼きの原則禁止を周知します。

事業者の取り組み

事業活動として野焼きは止め、ごみの分別を行い適正な排出に努めましょう。

市民の取り組み

ごみを屋外で焼却したりせず、きちんと分別して適正に排出しましょう。

8 まちの清潔を保持する

廃棄物処理法により、土地や建物の管理者等は、その管理する土地や建物等の清潔を保つように努めなければならないこととされています。最近、山林や中山間地の谷あい等に、人の目にふれないこともあり不法投棄が後を絶ちません。このため、環境の保全や生態系の保全の観点から、不法投棄撲滅をめざした取り組みが必要です。

また、自分の土地や建物だからといってごみや木くず、がれき等の廃棄物を捨てた場合でも、不法投棄行為にあたります。土地や建物を清潔に維持しておかないと不法投棄の温床となったり、他の人や近所の迷惑になることがあります。

※不法投棄の違反者には、5年以下の懲役若しくは1,000万円（法人の場合は3億円）以下の罰金、又はその両方が科せられます。

◇◆現状と課題◆◇

最近、所有する土地にごみが捨てられているといった苦情が寄せられています。その多くの場所は、山林や中山間地の谷あい等の人の目が付きにくい場所です。一度、ごみが捨てられた場所は、さらにごみが捨てられるおそれがあり、ごみがごみを呼び、気が付いたときには手が付けられない状況になります。

また、隣の空き地に草が繁茂して動物が棲み着いたり、害虫が湧いて困っている等の苦情も寄せられています。自分が管理する土地や建物であってもごみを捨てたりせず、きちんと管理をしなくてははいけません。多少、ごみがあっても構わない等とか仮置きと考えずに、他の人や近所の迷惑にならないように清潔を保つことが大切です。

倉吉市の取り組み

- (1) 不法投棄に対し、鳥取県や倉吉警察署等の関係機関と協力・連携し、監視強化と防止活動に努めます。
- (2) 土地や建物で適切に管理されていないものがあれば、その所有者や管理者等に清掃や原状回復等、適正管理をお願いするよう努めます。

事業者の取り組み

- (1) 事業者として、土地や建物は適正に管理しましょう。
- (2) ごみの不法投棄をせず、倉吉市一般廃棄物処理許可業者（収集運搬等）や鳥取県産業廃棄物処理許可業者（収集運搬等）に委託し適正処理しましょう。

市民の取組み

- (1) 自分が所有する土地や建物は、きちんときれいに維持管理しましょう。
- (2) 自分が所有する土地であっても、不用物等を捨てたり放置しないようにしましょう。
- (3) 市民一人ひとりが監視員の役割を務めましょう。

9 伝統的景観と都市景観を守る

快適な環境をより良く創るために、先祖が伝えてきた町家、古民家等の歴史や文化的な生活様式が残る歴史的・文化的な町なみの白壁土蔵群周辺は、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。

日本の原風景といえる農村景観等は、美しい景観の保全・再生・創造・活用により個性豊かな魅力あるまちづくりが取り組まれ、住民の誇りと愛着のあるまちづくりが推進されています。

今日ではその実践により、まちの魅力が高まり観光誘客等交流人口の拡大により地域の活性

化につながってきています。

倉吉市の美しい景観を保全・再生・創造・活用し、次世代に継承していくため、住民参加や多種多様な地域活動団体との協働・連携により、自立的・継続的な景観まちづくり活動を継続していくことが求められています。

◇◆現状と課題◆◇

倉吉市の中心市街地（白壁土蔵群）は城下町としての町なみを現在に残していますが、歴史的・文化的な町なみや建造物を守るだけではなく、自然環境と調和した魅力ある町なみの整備を進める必要があります。

また、倉吉市の公園・緑地を次世代に引き渡していくために、適正な管理に努めるとともに大切な樹木や森林を保護していくことも必要です。

今後も、良好な景観形成の必要性や保全・活用による魅力的なまちづくりに対する地域住民や事業者等の理解と参加意識を高めていく必要があります。

※2015(平成27)年11月9日現在、倉吉市が指定している保存樹と保存林は、93箇所あります。

倉吉市の取り組み

- (1) 所有者等と連携し、伝統的な建造物の保存・伝統的景観の整備に努めます。
- (2) 周辺景観との調和に配慮した都市景観の保全に努めます。
- (3) 屋外広告物の適切な指導を行います。
- (4) 公園・緑地、街路樹の保全に努めます。
- (5) 良好な自然環境を確保し、かつ、美観風致を維持するため必要があると認めるときは、一定の基準に該当する樹木、樹林等を保存樹、保存林として指定します。

事業者の取り組み

- (1) 伝統的な木造建築物の維持・保全を行う伝統技術継承者の育成に努めましょう。
- (2) 公園管理に協力するとともに、緑化に努めましょう。
- (3) 地域における景観形成活動に積極的な役割を果たすよう努めましょう。
- (4) 景観形成基準や屋外広告物の設置基準等を遵守し、景観形成に配慮した事業を推進しましょう。

市民の取り組み

- (1) 公園管理に協力するとともに、緑化に努めましょう。
- (2) 地域における景観形成活動に積極的に参加し、景観形成施策に協力しましょう。
- (3) 景観まちづくり活動に参画し、地域の景観を創り・守ることを次世代に伝えましょう。
- (4) 歴史的景観を守ることで倉吉市固有の文化を次世代に継承していきましょう。

10 ペットを適正管理し動物と共生する

動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護法」といいます。）に、動物の飼い主は、動物の愛護や管理に関する責任を十分に自覚してペットが死ぬまで飼い続ける責務（終生飼

養)があると明記されています。その種類、習性等に応じて適正に飼養することにより、動物の健康と安全を保持するように努めるとともに、生活環境の保全上の支障を生じさせたり、人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならないと定められています。

また、動物愛護法には、動物が命あるものであることから、動物を傷つけたり苦しめたりしないだけでなく、動物との共生に配慮しなければならないこととされています。

◇◆現状と課題◆◇

近所の方が飼っている猫が自分の家の敷地でフン・尿をしたり、いたずらして困っている。犬の鳴き声がうるさい。犬の散歩中にしたフンを飼い主が放置しているといった苦情が寄せられることがあります。

また、飼い主のいない猫が家の敷地でフン・尿をして困っている。空き家等に棲みつく等、猫が増えているという苦情や、道路で自動車にひかれて小さい命が失われる等、人にとっても猫にとっても不幸な事件が起こっています。

今後は、飼い主のいない猫の不妊去勢手術助成制度を啓発し、虐待や遺棄されることがなく、不幸な命をなくするために、市民や飼い主への終生飼育の徹底を図る必要があります。

倉吉市の取り組み

- (1) ペットの飼い方の指導や終生飼養の普及啓発に努めます。
- (2) 飼い主のいない猫に不妊や去勢の手術を受けさせる取り組みを支援します。
- (3) 動物が空き家等に棲みつかないよう市民へ注意喚起に努めます。

事業者の取り組み

自らの責任や義務を自覚し事業者が終生飼養を行うとともに、適正なペットの販売や譲渡に努めましょう。

市民の取り組み

- (1) ペットはきちんとしつけを行ってマナーを守り、虐待や遺棄をしたりせず、他の人に迷惑をかけないよう適切な終生飼養に努めましょう。
- (2) 飼い猫や飼い主のいない猫に不妊や去勢の手術を受けさせましょう。
- (3) 飼い主のいない猫に対して、無責任な餌のやり方をしないようにしましょう。

基本目標 Ⅲ 人と自然が共生するまちを実現する

1 豊かな農地を守る

農地は、農業生産の場であると同時に、河川水・雨水の浸透による地下水のかん養機能、作物による二酸化炭素の固定等の環境保全機能を持っています。また、農業体験や環境教育等の学習・啓発機能、やすらぎのある風景の創出等の景観形成やレクリエーションの場の提供等の役割も果たしています。

しかし、地域農業においては農業担い手の高齢化や後継者不足、さらには農業所得の減少や遊休農地・耕作放棄地の増加といった問題が深刻化しており、生物多様性の環境保全への悪影響を招くことが懸念されています。

◇◆現状と課題◆◇

倉吉市の基幹産業の一つである農業は、豊かな自然を活かし古くから盛んに行われてきました。それを支える肥沃な水田地域が広がる倉吉平野と畑作地域が広がる天神野台地・久米ヶ原台地があり、これらによってふるさと倉吉の原風景が形成されています。

今日では、水稻をはじめ梨を中心とした果樹、すいか、キャベツ等の野菜、酪農、肉用牛等の多様な農産物が複合的に生産されています。

環境にやさしい農業の促進では、有機農産物・特別栽培農産物の生産を推進するため、総合的な支援を行っています。また、エコファーマー（環境にやさしい農業生産を行う農業者）を認定し、堆肥による土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の削減を一体的に行う持続性の高い農業生産方式の導入を促進しています。

その成果の一つとして、農業者が環境にやさしい農業に容易に取り組み、消費者がその方法によって生産される農産物を容易に入手できる社会が実現しています。

また、倉吉市では土壤汚染や地盤沈下は確認されていません。今後確認された場合は、鳥取県や関係機関と連携して対応します。

倉吉市の取り組み

- (1) 地域で取り組む自然保護活動や学習活動等の支援に努めます。
- (2) 地域の特色ある自然環境の保護や普及啓発に努めます。
- (3) 食の安全に対する消費者ニーズの高まりに対応して、土づくり・減化学肥料・減化学農薬に取り組むエコファーマーを育成し、環境にやさしい農業者を支援します。

事業者の取り組み

- (1) 土地改変等の開発や事業活動時における周辺自然環境への配慮に努めましょう。
- (2) 自然保護活動への積極的な参加・協力を努めましょう。
- (3) 農地や森林を適正管理するとともに、環境にやさしい農業を実践し消費者への情報発信に努めましょう。
- (4) 遊休農地・耕作放棄地の増加を抑制するため、農地等の賃借や事業協力を努めましょう。

市民の取り組み

- (1) 身近な自然環境や地域固有の環境資源とのふれあいを通じ自然への理解を深めましょう。
- (2) 環境にやさしい農業への取り組みに理解を深めましょう。
- (3) 遊休農地・耕作放棄地の増加を抑制するため、農地等の賃借等相互協力に努めましょう。

2 健やかな森林を守る

鳥取県では、森林が持つ多面的機能（二酸化炭素の吸収、水源かん養、県土の保全）を高めるため、県民の森林・林業に対する関心の向上を目的とした森林環境保全税の制度が導入されています。

倉吉市では、森林環境保全税による事業内容等のPRに努め、森林保全に取り組み木材生産に要する経費の低コスト化を目的にした支援、集約化による効率性の向上、機械の導入や作業道の整備を進めつつ間伐等の森林整備を推進しています。

一方、竹林が里山の人工林や天然林や耕作放棄地等に拡大していることから、竹林整備の推進が課題となっています。

※森林環境保全税(県税):私たちの生活に多くの恵みをもたらす森林は、荒廃が進んでいるため、健やかな森林を再生する取り組みが必要とされています。そのため、県民の皆様に薄く広く偏りのない税の負担をいただき、県民共有の財産である森林を守り育てる事業を一層進めるためのもの（2008(平成20)年～2017(平成29)年：個人・年500円（個人県民税均等割の方）、法人・資本金に応じ、年1,000円～40,000円、均等割額の5%相当額）

◇◆現状と課題◆◇

林業の重要性に対する市民の理解が深まり、森林の健全な整備・保全が進むことにより森林の持つ公益的機能が高まっています。

しかし、近年の中山間地域の過疎化、高齢化等の進行により森林資源の整備・保全が課題となっており、森林の持つ多面的機能を高める必要があります。今後は、森林環境保全税を活用するとともに更なるコスト削減を進め、利用間伐による収益を確保して森林所有者に利益を還元していく低コスト林業を推進する等が重要です。

倉吉市の取り組み

- (1) 地域の森林保全活動を支援し、森林が持つ多面的機能が今後とも維持・発揮されるよう努めます。
- (2) 森林所有者による整備が困難で機能が低下した森林について、間伐を中心とした森林整備を支援します。
- (3) 森林環境保全税を活用して、森林所有者による整備が困難な荒廃森林については健全な森林整備に努めます。
- (4) 造林地等における竹林の除伐、皆伐によるクヌギ等の造林、タケノコ栽培林化による竹林の適正管理の推進を支援します。
- (5) 公共事業・公共施設への県産材の利用に努めます。
- (6) 立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等、多様な森林整備を推進します。

(7) 美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。

事業者の取り組み

- (1) 森林を適正管理するとともに、森林保全活動を推進しましょう。
- (2) 事業所や建築資材に県産材を使用しましょう。

市民の取り組み

- (1) 山林所有者等は、森林の適正な管理に努めましょう。
- (2) 環境にやさしい森林保全の取り組みを理解し、森林の保全活動に協力しましょう。
- (3) 住宅等への県産材の利用を増やしましょう。

3 野生動植物の生息・生育環境を守る

倉吉市は豊かな森林が植生した山や、ここを源として日本海に注ぐ河川等、変化に富んだ自然環境に恵まれています。私たちの祖先は、それぞれの地区の自然を活かしながら多くの野生動植物の生息・生育する丘、山、池沼、川と共存した生業を営み、その中で個性あふれる生活文化を育んできました。

今日では、経済社会の近代化の進展によって私たちの生活は豊かで便利になりましたが、その一方で、耕作放棄地や手入れがなされない森林が増加し、人と自然との関わりの変化とともに、地域の人々の生活や生産活動によって育まれてきた自然環境の様子も変わってきました。

野生動植物が生息・生育する生態系は、水源のかん養や様々な効用を私たちにもたらしめています。野生動植物の多様性を保全していくことは、私たちの生活や文化の基盤を守ることにつながり、これらを次世代に引き継いでいくことは私たちの役割であり責務です。

◇◆現状と課題◆◇

中山間地域の過疎化・高齢化等により耕作放棄地や手入れがなされない森林が増加しています。この結果、①野生動植物の生息・生育環境の質の低下、②人と野生鳥獣の軋轢の深刻化、③景観や国土保全機能の低下、④森林管理の担い手の活力低下、⑤イノシシ・シカ等による食害被害の深刻化等の問題が発生しています。

今後は、野生鳥獣の保護と適切な個体数管理を推進するとともに、地域における自然環境意識の醸成、集落周辺森林の継続的維持管理や里山林の再生等の地域特有の生物多様性を保全する取り組みを進め、「人と自然が共存する地域」をめざす必要があります。

倉吉市の取り組み

- (1) 公共工事の実施にあたっては、野生動植物の生息・生育環境に配慮します。
- (2) 特定外来生物に関する情報を提供するとともに、在来種を保護するため、特定外来生物を駆除するよう周知に努めます。
- (3) 原生的な森林生態系、希少な野生動植物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の動植物が生息・生育する河畔林等の属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全に努めます。

- (4) 近年、イノシシやシカ等の生息地域が拡大し農作物被害が深刻化しており、個体数減少対策に取り組めます。

事業者の取り組み

- (1) 野生動植物や生態系保全活動への参加・協力・支援に努めましょう。
(2) 土地改変等の開発や事業活動を行う際に野生動植物の生息・生育環境に配慮しましょう。

市民の取り組み

- (1) 特定外来生物の放逐抑制とペットの責任ある終生飼養に努めましょう。
(2) 生物多様性保全活動への参加・協力を努めましょう。

4 自然とのふれあいを進める

きれいな水や緑といった自然とふれあうと、心身ともに安らぎます。しかし、自然との関わりや自然への関心が薄れ、いつのまにか身近な自然が消えていくことが懸念されます。

市民の憩いと学びの場を提供する観点から、人々が自然についてよく理解し自然と積極的にふれあうことが大切です。

また、次世代を担う子どもたちに、将来にわたって高い環境意識を育むため、こどもエコクラブ等の育成・継続・発展を図り、環境問題の解決に自ら考え行動する人を育てることが大切です。そのための環境教育・学習の質をさらに高めるには、鳥取県等をはじめ、認定こども園・幼稚園・保育所、児童館、小・中学校と連携し、情報提供や知識の普及、自主的な環境配慮活動に対して適切な指導・助言を行う指導者の育成が重要です。

◇◆現状と課題◆◇

鳥取県等をはじめ、認定こども園・幼稚園・保育所、児童館、小・中学校と連携し、環境教育活動の必要性に応じて、こどもエコクラブ活動へ必要な支援を行っています。児童・生徒の環境意識を高め環境問題の解決に向け行動する人に育てるためには、環境問題の解決に向けた情報提供や環境教育の実践者・指導者の育成が求められます。

自然と共生した潤いのある社会づくりのために、自然と親しむ公園、自然学習の場の一層の充実が必要です。

倉吉市の取り組み

- (1) 市民の憩いの場である公園・緑地の充実に努めます。
(2) 青少年の森や水辺と親しむ親水公園等の環境を関係機関と連携して整備に努めます。
(3) 自然観察会や自然体験学習の場の充実に努めます。
(4) 立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等、多様な森林整備や美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。
(5) 鳥取県や鳥取県地球温暖化防止活動センターと連携し、環境問題の情報提供や学習機会の提供を図るとともに、環境教育・学習の実践者・指導者の育成に努めます。
(6) 環境教育活動を促進するため、こどもエコクラブ活動に必要な支援に努めます。

基本目標 IV ごみの少ないまちを実現する

1 ごみの排出量を抑制する

経済社会の発展により、現代社会は本当に便利になりました。しかし、私たちは便利で快適な暮らしを優先的に考えるあまり、自然環境を破壊したり、汚染したりという行為を行うとともに、多量のごみを排出しています。ごみの排出量の増大の原因は、物の豊かさ・便利さを追求してきたこのようなライフスタイルが「貴重な資源のむだ使い」につながり地球規模の深刻な問題になりつつあります。

今日の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムを抜本的に見直し、地球環境の負荷の低減を図るため、ごみの発生抑制、再使用、リサイクルに取り組み、容器包装等も分別収集に努める等、ごみを出さない循環型社会の確立が必要です。

倉吉市・事業者・市民等が次のような取り組みを推進することでライフスタイルを見直し、ごみを資源として循環させるリサイクルを推進するとともに、環境への負荷が少ないリフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの4Rの取り組みによる発生抑制を推進し、循環型社会の形成をめざします。

また、家庭や地域内の排出量が多い生ごみを減らす3キリ（水キリ、食べキリ、使いキリ）を徹底するとともに、食べ残し等の食品ロスを削減する等可燃ごみの減量化に努めます。

2026(平成38)年度の1人当たりのごみの排出量を2014(平成26)年度の3%減とし、ごみ処理費用の負担が軽減されるよう努めます。

4Rの実践を！ 分別による資源化とごみの減量化

- リフューズ（Refuse） 不要な物は断りごみを出さないようにすることです。（発生抑制）
- リデュース（Reduce） 物を大切に使い、ごみを減らすことです。（減量）
- リユース（Reuse） 使える物は、繰り返し使うことです。（再使用）
- リサイクル（Recycle） ごみを資源として、再び利用することです。（再生利用）

◇◆現状と課題◆◇

家庭系のごみ（びん・缶を除きます。）排出量は、2005(平成17)年度約17,103トンであったものが、2014(平成26)年度は約15,099トンとなり、この9年間で約12%減少しています。しかし、事業系のごみ収集量は2014(平成26)年度では約6,015トンあり、前年度の約5,881トンに対して約2.3%（134トン）増加しています。

一方、家庭系のごみの1人当たりの排出量がほぼ横ばいであることから、ごみの総排出量が減少したのは人口が減少したことによるものと推測されます。

また、最終処分量の削減を図るため、発生抑制の取り組みと併せて埋立量の多い焼却灰のリサイクルや、小型家電回収の拡大による不燃残渣の削減等、リサイクルの高度化を積極的に進めていく必要があります。

図表11 ごみ・資源の排出量、1人当たりの排出量の推移 (単位：トン (一部を除く。))

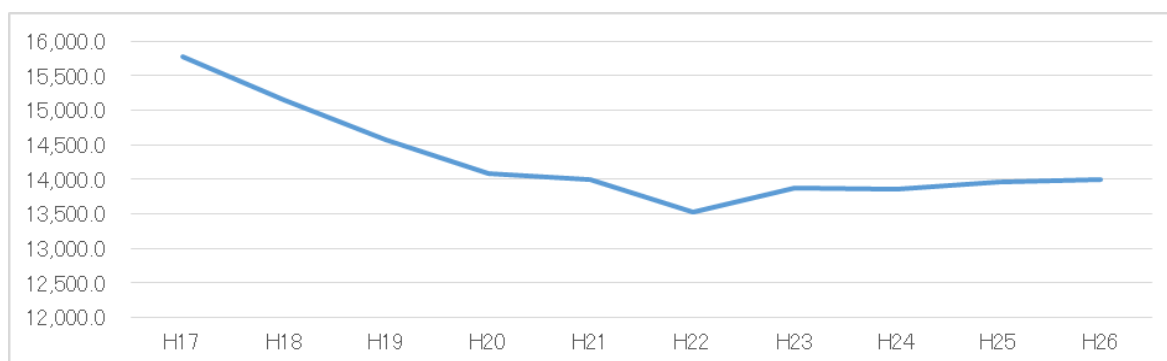
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
可燃ごみ(A)	家庭系	9,605.8	9,419.0	9,094.6	8,858.0	8,824.6	8,522.6	8,762.5	8,640.9	8,670.8	8,588.1
	事業系	6,172.9	5,726.3	5,477.5	5,227.0	5,170.0	4,998.9	5,108.2	5,214.2	5,287.6	5,404.2
	小計	15,778.7	15,145.3	14,572.1	14,085.0	13,994.6	13,521.5	13,870.7	13,855.1	13,958.4	13,992.3
不燃物(B)	家庭系	329.4	324.6	301.5	297.9	280.6	280.3	285.5	295.0	280.8	274.1
	事業系	149.8	108.0	96.6	112.6	131.6	122.9	143.0	166.3	162.4	163.7
	小計	479.2	432.6	398.1	410.5	412.2	403.2	428.5	461.3	443.2	437.8
可燃性粗大(C)	家庭系	113.8	116.0	123.1	109.2	118.0	117.0	136.7	126.1	132.7	137.3
	事業系	345.3	321.9	317.8	224.0	256.5	256.4	279.5	333.0	359.3	392.5
	小計	459.1	437.9	440.9	333.2	374.5	373.4	416.2	459.1	492.0	529.8
不燃性粗大(D)	家庭系	172.5	174.3	128.7	109.2	102.7	81.4	89.7	88.5	88.3	84.1
	事業系	213.8	214.1	118.4	138.5	126.5	90.6	84.4	68.7	71.2	54.8
	小計	386.3	388.4	247.1	247.7	229.2	172.0	174.1	157.2	159.5	138.9
ごみ収集量(E) =(A)+(B)+(C)+(D)	家庭系	10,221.5	10,033.9	9,647.9	9,374.3	9,325.9	9,001.3	9,274.4	9,150.5	9,172.6	9,083.6
	事業系	6,881.8	6,370.3	6,010.3	5,702.1	5,684.6	5,468.8	5,615.1	5,782.2	5,880.5	6,015.2
	小計	17,103.3	16,404.2	15,658.2	15,076.4	15,010.5	14,470.1	14,889.5	14,932.7	15,053.1	15,098.8
缶(F)	家庭系	166.7	168.9	143.0	127.0	124.4	132.1	137.7	123.4	121.2	101.5
	事業系	27.1	19.8	16.7	13.6	13.9	9.3	7.1	5.6	4.6	3.7
	小計	193.8	188.7	159.7	140.6	138.3	141.4	144.8	129.0	125.8	105.2
びん(G)	家庭系	380.3	358.9	355.4	296.5	304.9	306.3	332.6	312.1	315.1	318.0
	事業系	91.3	74.7	54.9	66.0	64.1	62.6	48.2	51.6	36.0	39.2
	小計	471.6	433.6	410.3	362.5	369.0	368.9	380.8	363.7	351.1	357.2
資源収集量(H) =(F)+(G)	家庭系	547.0	527.8	498.4	423.5	429.3	438.4	470.3	435.5	436.3	419.5
	事業系	118.4	94.5	71.6	79.6	78.0	71.9	55.3	57.2	40.6	42.9
	小計	665.4	622.3	570.0	503.1	507.3	510.3	525.6	492.7	476.9	462.4
ごみ・資源排出量(I) =(E)+(H)	家庭系	10,768.5	10,561.7	10,146.3	9,797.8	9,755.2	9,439.7	9,744.7	9,586.0	9,608.9	9,503.1
	事業系	7,000.2	6,464.8	6,081.9	5,781.7	5,762.6	5,540.7	5,670.4	5,839.4	5,921.1	6,058.1
	小計	17,768.7	17,026.5	16,228.2	15,579.5	15,517.8	14,980.4	15,415.1	15,425.4	15,530.0	15,561.2
年度末人口(J) (住民基本台帳)	(単位：人)	52,883	52,212	51,703	51,340	51,057	50,594	50,224	49,865	49,341	49,062
1人当たり排出量 =I/J(家庭系÷J)	(単位：kg)	203.6	202.3	196.2	190.8	191.1	186.6	194.0	192.2	194.7	193.7

倉吉市調べ

図表12 1年度当たりのごみの排出量の推移

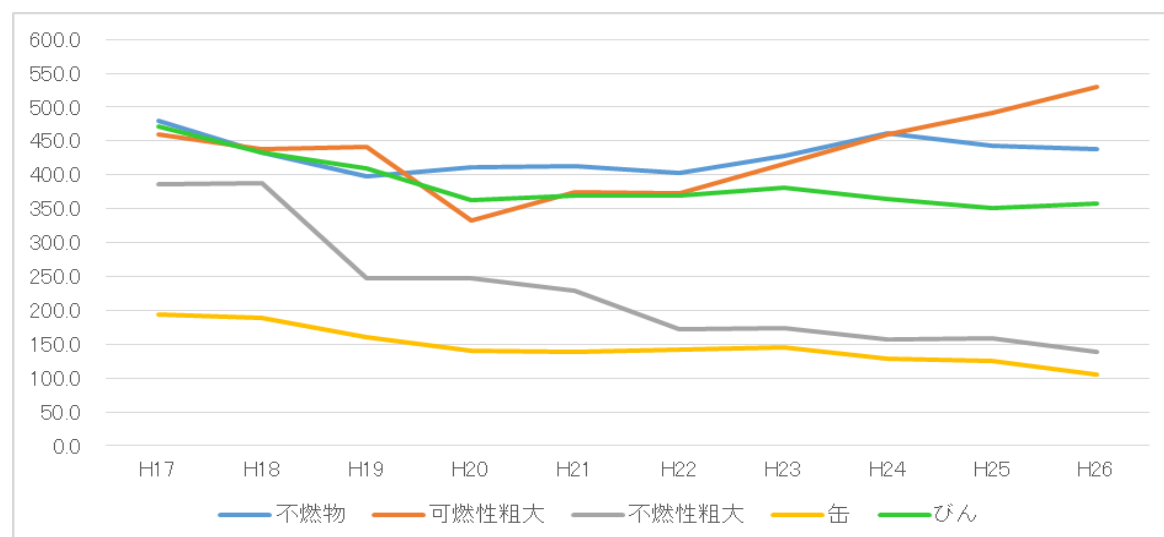
可燃ごみ

(単位：トン)



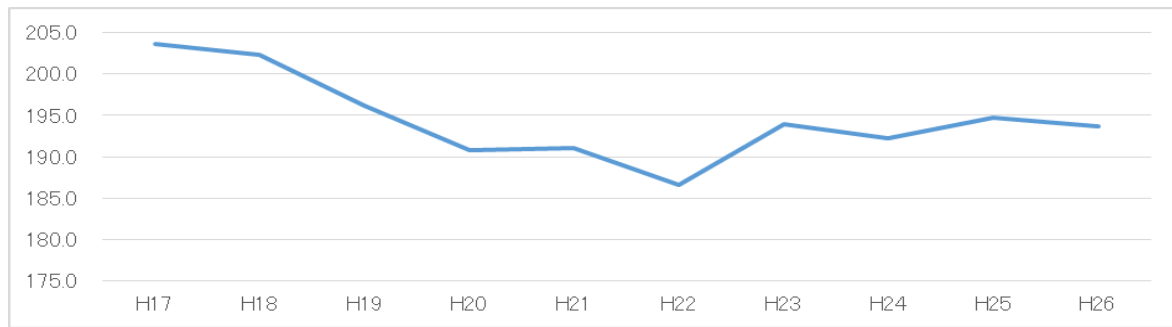
ごみ (可燃ごみを除く。)

(単位：トン)



1人1年度当たりのごみ排出量の推移

(単位: kg)



倉吉市の取り組み

- (1) ごみ減量に向けた環境学習等、各種普及啓発を充実します。
- (2) 市民や事業者に対するごみ減量・リサイクルに関する情報発信や普及啓発に努め、ごみの減量化を図ります。
- (3) 生ごみについては、水切りの徹底の普及啓発を推進するとともに、液肥等への再資源化の調査研究に努めます。
- (4) エコショップやマイバッグ運動の普及啓発に努めます。
- (5) 家庭から出る資源ごみを自治公民館や地域活動団体、倉吉市の回収を通じて倉吉市の委託業者へ搬出するよう啓発に努めます。
- (6) 鳥取中部ふるさと広域連合をはじめ中部4町と連携し、小型家電回収を拡大し小型家電に含まれるレアメタル等の希少金属のリサイクルとごみ減量に努めるとともに、焼却灰や落じん灰のリサイクルを図ります。
- (7) 2026(平成38)年度の1人当たりのごみの排出量を2014(平成26)年度の3%減とし、ごみ処理費用の負担が軽減されるよう努めます。

事業者の取り組み

- (1) 使い捨て商品の製造を自粛し、ごみになりにくい製品、ごみの発生を最小限にする製品、リサイクルしやすい製品、長く使える製品の開発に努めましょう。
- (2) 使い捨て容器等、廃棄物となる容器の製造・販売を極力抑えましょう。
- (3) 包装は必要最小限にしましょう。
- (4) ごみの資源化を図り減量化に努めましょう。
- (5) 環境に配慮した製品の製造、環境負荷の少ない商品の販売に努めましょう。
- (6) マイバッグ運動に協力するとともに、レジ袋有料化を実現させましょう。
- (7) 食べキリ等、食べ残し削減の啓発やエコクッキングの普及啓発に努めましょう。

市民の取り組み

- (1) 詰替え商品を利用しましょう。
- (2) リターナブルびん等、リサイクルしやすい商品を選びましょう。
- (3) 過剰包装は断りましょう。
- (4) マイバッグを持って買い物へ出かけ、レジ袋を断りましょう。

- (5) 不用になったものでもまだ使用可能なものは譲ったり、バザーやフリーマーケットに出す等長期間使用しましょう。
- (6) ごみの分別を徹底し、可燃ごみの減量化に努めましょう。
- (7) リサイクル商品や環境負荷の少ない物品等の優先的な購入（グリーン購入）に努めましょう。
- (8) 自治公民館や地域活動団体、倉吉市の資源ごみ回収の推進に協力しましょう。
- (9) 外食時の適量注文に努め、食べ残しをなくしましょう。

ごみ袋の全面有料化から10年

倉吉市においては、可燃ごみの排出量の削減についての対策として、一人ひとりが可燃ごみの処理に費用がかかることを認識し、ライフスタイルを見つめ直していただくため、2005(平成17)年度から従来のごみ袋の無料配布を廃止し、1枚目から有料とすることとしました。

図表13 ごみ収集処理経費の推移

(単位：千円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
収集運搬委託料	146,802	147,266	149,521	149,779	149,710	149,724	149,730	149,712	149,711	153,991
ごみ処理場運営費	222,543	179,403	183,932	167,803	182,759	168,277	162,973	156,040	112,393	111,064
合 計	369,345	326,669	333,453	317,582	332,469	318,001	312,703	305,752	262,104	265,055

ごみ処理の費用 2014(平成26)年度

(1) 可燃ごみ・不燃ごみ・可燃性粗大ごみ・不燃性粗大ごみ

可燃ごみ・不燃ごみ・可燃性粗大ごみ・不燃性粗大ごみ15,099トンの処理にかかった費用（収集運搬費・処分費）の総額は、2億6,505万円です。

これを1人当たり（2015(平成27)年3月31日現在、49,062人：住民基本台帳による）で計算すると、年間約5,400円になります。

また、処分費だけをみると1日あたり約30万4千円、1トンあたり約7,400円の費用がかかっています。

収集運搬委託料	1億5,399万円
処分費	1億1,106万円
合 計	2億6,505万円

(2) 紙類、ペットボトル、びん・缶、発泡スチロール等

紙類、ペットボトル、びん・缶、発泡スチロール等462トンの処理にかかった費用（収集運搬費・処理費）の総額は、4,557万円です。

これを1人当たり（2015(平成27)年3月31日現在、49,062人：住民基本台帳による）で計算すると、年間約930円になります。

また、処分費だけをみると1日あたり約1万8千円、1トンあたり約1万4千円の費用がかかっています。

収集運搬委託料	3,897万円
処分費	660万円
合 計	4,557万円

2 リサイクルを推進する

ごみの中には、まだ十分に使えるもの、資源として再利用できるものが多量に含まれています。ごみの排出を抑えることはもちろん、再利用可能なものはリサイクルし、限られた資源を有効活用することは、環境保全を実現するために有効な手段です。

倉吉市・事業者・市民等が次のような取り組みを推進することで、2026(平成38)年度のリサイクル率27%をめざします。

2013(平成25)年4月の使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(以下「小型家電リサイクル法」といいます。)の施行を踏まえ、小型家電回収が定着しつつあることから、引き続きボックス回収とステーション回収を進めます。

ごみ減量推進員と連携し、ミックスペーパーの分別徹底について普及啓発に努めるとともに、製紙原料として利用価値が高い古紙について、地域等での資源ごみ回収に対し報奨金を支給することにより分別・資源化の意識高揚を図るとともに、自治公民館や地域活動団体等での積極的な資源ごみ回収の取り組み拡大を進めます。

※ミックスペーパー：新聞、雑誌、段ボール、飲料用パックのいずれの区分にも入らない物で、従来可燃ごみとして焼却されることが多かった紙ごみ(例：菓子などの紙箱、包装紙、封筒、パンフレット等)

図表14 リサイクル率の推移

(単位：kg)

	平成17年度	平成20年度	平成23年度	平成26年度
直接資源化量	2, 207, 347	1, 899, 597	4, 280, 716	3, 820, 557
ごみ処理量	19, 310, 477	16, 975, 937	19, 170, 246	18, 919, 227
集団回収量	957, 070. 4	933, 260. 6	871, 000. 0	659, 772. 0
施設処理に伴う資源化量	392, 580. 0	260, 370. 0	188, 000. 0	210, 000. 0
リサイクル率	17. 6%	17. 3%	26. 6%	24%

倉吉市調べ

◇◆現状と課題◆◇

市民の分別収集の取り組み拡大やリサイクル意識の向上等により、2014(平成26)年度は2005(平成17)年度と比較すると6.4ポイント、リサイクル率は向上しましたが、2011(平成23)年度と比較すると、2.6ポイント減少しています。

2010(平成22)年度以降、事業系のごみ収集量は増加しています。今以上に、事業者のごみの減量化・リサイクルの推進を図っていく必要があります。

循環型社会の確立のためには、ごみ減量やリサイクルとともにエコマーク商品・グリーンマーク商品等、再生商品の利用が拡大されることが必要です。

倉吉市では、鳥取県中部圏域ゼロ・エミッション推進計画に基づき、家庭や事業所から排出される全てのごみを有効利用し循環型社会の確立に向け、倉吉市・事業者・市民等、地域社会を構成する各主体がそれぞれの責任と役割に応じて実現可能なものから、ごみの減量化と再資源化を着実に進めることが求められています。

図表15 事業系のごみ収集量

(単位：kg)

	平成17年度	平成20年度	平成23年度	平成26年度
ごみ総収集量(ごみ、資源)	7, 005, 470	5, 802, 805	8, 459, 005	8, 724, 194

倉吉市調べ

倉吉市の取り組み

- (1) 廃棄物処理法をはじめ各種リサイクル関連法の趣旨を市民・事業者に啓発します。
- (2) ごみの分別収集と減量化の徹底を図ります。
- (3) 資源ごみの集団回収等の支援と推進に努めます。
- (4) 公共事業等には、積極的に再生商品、再生原料を使用します。
- (5) 再生商品の周知や利用促進の啓発を行います。
- (6) 廃食用油のリサイクルの支援に取り組みます。
- (7) エコマーク商品・グリーンマーク商品の利用促進の普及啓発に努めます。
- (8) 小型家電回収が定着しつつあることから、引き続きボックス回収とステーション回収を進めます。
- (9) ミックスペーパーの分別徹底について普及啓発に努めます。
- (10) 自治公民館や地域活動団体等での積極的な資源ごみ回収の取り組み拡大を進めます。

事業者の取り組み

- (1) ごみを出さないシステムづくりに努めましょう。
- (2) ごみを分別排出し、適正処理しましょう。
- (3) 再生原料、再生部品の優先的利用に努めましょう。
- (4) 各種リサイクル法の対象事業者は、ごみの減量化・リサイクルに取り組みましょう。

市民の取り組み

- (1) 倉吉市が定める方法によりごみの分別排出し、減量化・リサイクルに協力しましょう。
- (2) 集団回収等、リサイクル活動に積極的に参加しましょう。
- (3) 積極的な再生商品の購入に努めましょう。
- (4) 容器包装、家電、パソコン、自動車、その他今後リサイクル対象となるもののリサイクルに努めましょう。

小型家電リサイクル事業の推進について

(1) 事業の背景

小型家電リサイクル法が2013(平成25)年4月1日施行されました。鳥取県中部圏域(1市4町＝中部圏域)においては、現在の一般廃棄物処理システム(分別収集・中間処理・最終処分)を継続すると2023(平成35)年度中にクリーンランドほうきの最終処分場が満杯になると予測されています。

この課題の解決に向け中部圏域で構成する鳥取中部ふるさと広域連合では、新たな一般廃棄物処理システムの構築、現在の最終処分場の延命や将来必要となる費用と環境負荷の低減を図ることを柱とした鳥取県中部圏域ゼロ・エミッション推進計画を策定しました。

この推進計画では、最終処分場の延命化(＝最終処分量削減)を大きな目標とし、5つの廃棄物の排出抑制・リサイクル推進に向けた取り組みを重点プロジェクトと位置づけ、そのひとつが小型家電リサイクル事業です。

(2) 事業の概要 《不燃ごみ・不燃性粗大ごみ対策》

小型家電は不燃ごみの約10%、不燃性粗大ごみの約33%を占めると推測されますが、不燃ごみや不燃性粗大ごみは処理量の約36%(鉄・アルミ)しか有効利用されていません。

小型家電に含まれるレアメタル等の回収等、新たなリサイクルの実施により最終処分量を削減するものです。

(3) 取り組みの内容

【鳥取中部ふるさと広域連合】

○ピックアップ回収、直接持ち込みやイベント回収…2013(平成25)年度から本格実施

○ボックス回収、市内地区公民館等に回収拠点を設置…2013(平成25)年10月から実施

【倉吉市】

○ステーション回収…関金地区をモデル地区として2014(平成26)年10月から実証事業を実施。実証事業の結果を踏まえて、2015(平成27)年度から市内全域で本格実施。

(4) その他

ゼロ・エミッション推進のため、今後の課題として可燃ごみ対策(生ごみ・紙ごみ)の排出量の削減を図ります。

3 廃棄物を適正に処理する

廃棄物は、廃棄物処理法により大きく一般廃棄物と産業廃棄物に分けられています。一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物で、主には家庭から排出されるごみです。

一般廃棄物の処理は市町村の自治事務として、毎年一般廃棄物処理計画を定め、適正に処理するため、委託業者と許可業者により一般廃棄物の収集運搬を行っています。産業廃棄物は、主には事業活動から生じる廃棄物で、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされています。

◇◆現状と課題◆◇

一般廃棄物（不用品、使用済物品）の野焼きや産業廃棄物の不法投棄等、不適正処理が後を絶ちません。

鳥取県をはじめ倉吉警察署や関係機関と連携して、不法投棄防止パトロールを実施する等、不用品や使用済物品の処理の監視を徹底するとともに、市民への注意喚起により適正な資源のリサイクル推進を図ることが求められています。

（１）一般廃棄物

倉吉市の一般廃棄物の排出量は、2013(平成25)年度に一般廃棄物の排出量の合計が前年度を105トン余り上回り、排出量全体の傾向としては増加傾向にあり、廃棄物の減量化が課題となっています。

（２）産業廃棄物（農業を除く。）の処理状況

鳥取県廃棄物処理計画によると、県内の2013(平成25)年度の産業廃棄物（農業を除く。）の処理状況は、排出量約58万1千トンのうち、焼却・脱水・破砕などの中間処理を行ったものが約55万6千トン(95.7%)で、中間処理による減量(減量化量)が約11万7千トン(20.1%)となっています。また、再生利用量(リサイクル量)は約44万3千トン(76.2%)で、減量化と資源化により最終処分場は、約2万1千トン(3.6%)と排出量の4%以下となっています。

排出量は2007(平成19)年度まで増加傾向で推移していましたが、2008(平成20)年度以降、57万トン前後の横ばいで推移しています。一方、リサイクル率は全国平均と比較して高いレベル(75%前後)で推移しています。業種別に減量化・リサイクル率の推移を見ると、品目別ではがれき類と汚泥が約7割を占め、業種別では建設業と製造業が約9割占めています。

倉吉市の取り組み

- （１）一般廃棄物は、倉吉市一般廃棄物処理計画に基づき適正な処理を行います。
- （２）鳥取県と連携し監視カメラを設置する等監視強化を行い、廃棄物の不法投棄撲滅や不適正処理の防止に努めます。
- （３）鳥取県と連携し「鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例」に基づき、不適切な不用品回収業者に対する監視強化と指導に努めます。
- （４）市民に対して、違法な不用品回収業者を利用しないよう注意喚起に努めます。

事業者の取り組み

- （１）排出者責任を意識し、廃棄物の適正処理を行きましょう。
- （２）環境美化活動や資源回収等、地域活動団体等へ積極的に協力しましょう。

市民の取り組み

- （１）環境教育・学習や環境美化活動等への参加・協力をしましょう。
- （２）不法投棄（ポイ捨て）防止、不適正処理防止の実践に努めましょう。
- （３）市民一人ひとりが監視員の役割を果たしましょう。

基本目標 V 環境意識が高いまちを実現する

1 環境意識を醸成する

循環を基調とし自然との共生を図り、持続的発展が可能な社会を実現するためには、事業者を含めた市民の一人ひとりの自主的、積極的な取り組みが欠かせません。

すべての人が日常的な生活や事業活動を見直しする中で、認定こども園・幼稚園・保育所、児童館、小・中学校、地域、家庭、職場等あらゆる場での適正な環境教育・学習機会の提供と市民一人ひとりの実践が重要となります。

倉吉市の取り組み

- (1) 認定こども園・幼稚園・保育所、児童館、小・中学校と連携し、環境教育・学習機会の提供と環境教育活動の充実を図り、幼児・児童・生徒の環境意識を高め、環境問題の解決に向け行動できる人材育成に努めます。
- (2) 関係機関や市民団体等と連携し、市民一人ひとりの学習機会の提供に努め、市民一人ひとりが主体的に環境活動等を実践できるよう普及啓発に努めます。
- (3) 鳥取県等と連携し、様々な環境教育活動を実施することもエコクラブ活動を支援します。
- (4) 環境家計簿の普及啓発に努めます。

事業者の取り組み

- (1) 国・鳥取県・倉吉市等の行う環境保全の学習会等に参加しましょう。
- (2) 環境保全を自らの社会的責任と捉え、企業・事業所等で環境経営に取り組みましょう。
- (3) エコポイント活動へ参加しましょう。

市民の取り組み

- (1) 国・鳥取県・倉吉市等の行う環境保全の環境教育・学習会等に参加しましょう。
- (2) 倉吉市の青少年の森等、身近な里山の保全活動に参加しましょう。
- (3) 身近な環境配慮活動に取り組み、ライフスタイルの転換に努めましょう。
- (4) 環境家計簿を実践しましょう。

2 環境に関する情報を提供する

市民・事業者・倉吉市が、今日の環境問題に対する理解を深め、より一層の環境保全意識の向上を図り、自主的に環境保全活動や環境学習に取り組んで行くためには、環境の現況や保全活動の内容を的確に把握して行くことが大切です。

倉吉市の取り組み

- (1) 市報、ホームページ、その他の広報活動により自然環境・公害関係の情報提供に努めます。
- (2) 各種イベント、環境教育・学習会等を開催し、環境問題の情報提供に努めます。

3 環境を監視し、注意喚起を促す

地域環境を守り、地球環境の保全に貢献するためには、環境保全のための施策や事業を有効かつ適切に実施する必要があります。そのためには様々な地域環境の現状や環境の変化の実態を適切に把握しておかなければなりません。

地域の環境の状況を監視し、情報収集に努め市民へ注意喚起を促します。

倉吉市の取り組み

- (1) 大気汚染・水質汚濁、騒音・振動、悪臭等の事故発生時には適切な対応に努めます。
- (2) 国・鳥取県等の監視測定、調査に協力します。
- (3) 環境汚染化学物質（ダイオキシン類、環境ホルモン等）について情報提供に努めます。

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

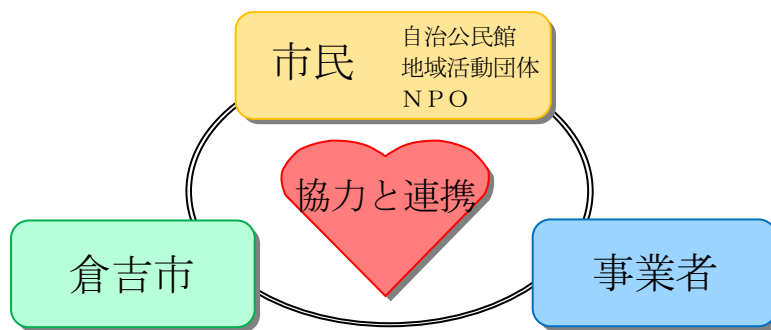
この計画の推進にあたっては、倉吉市環境基本条例に基づき組織された「倉吉市環境審議会」が、この計画の目標達成状況、施策の実施状況結果等をまとめた年次報告書について点検・評価を行い、それに基づいた施策見直し等の提言を行います。

倉吉市では、2002(平成14)年度からスタートした「環境モデル都市をめざした倉吉市行動計画」に基づいて、今後の倉吉市の事務事業の遂行にあたっては、従来の推進体制（企画審議会、評価委員会、各課の実施責任者）を活用し、地球温暖化防止を念頭に地球環境問題に対しさらなる取り組みを実践します。

2 計画の推進主体（役割分担と連携）

この計画を推進する主体は、市内で活動するすべての事業者・市民等と倉吉市です。これらの各主体は、それぞれの役割を認識し、自治公民館、地域活動団体、NPO、事業活動等を通じて、各主体と倉吉市による自主的・積極的な取り組みとお互いに協力・協調して良好な環境像の実現に向け推進していくものです。

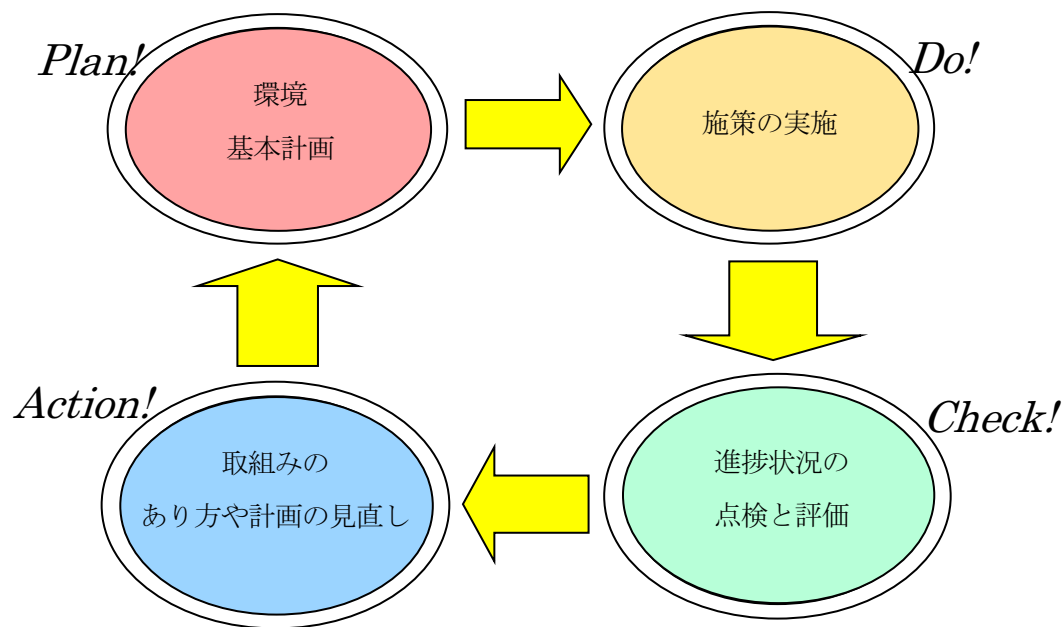
このため、自治公民館等との連携を図り一体となってこの計画を推進していくとともに、この計画の趣旨や内容について市民・事業者等への周知を図るため、学習会をはじめ関係機関への周知やホームページ等の媒体を活用して普及啓発を行います。



3 計画の進行管理

(1) 計画の推進管理

この計画に掲げる環境施策を着実に推進することはもとより、取り組みのあり方やこの計画の内容について継続的な改善を図ることが重要です。この計画の進行管理は、第11次倉吉市総合計画（「“くらしよし” ふるさとビジョン」「愛着と誇り 未来いきいき みんなでつくるくらしよし」）と連動させ、「計画（Plan）⇒実施（Do）⇒点検・評価（Check）⇒改革・改善（Action）」のPDCAサイクルを基本に、継続的改善を図り実施していきます。



(2) 計画の進捗状況の点検

この計画の目標達成状況、施策の実施状況結果等を整理し進捗状況を年次的に把握するとともに、その実施した施策・事業の成果を評価・検証し、10年後の目標と目標を達成するための効果的な施策に反映させ、各事業計画の推進について検討します。

(3) 計画の見直し

この計画は、2026(平成38)年度までを計画期間としますが、2017(平成29)年度から2021(平成33)年度を前期計画期間とし、前期計画の進捗状況や社会情勢に基づき、環境を巡る状況等の変化等に対応するため前期計画の見直しを行い、倉吉市環境審議会での審議を経て2022(平成34)年度から2026(平成38)年度までの後期計画期間5年間の計画施策を示します。

用語解説

【ア行】

ISO14001

非政府組織の国際機関「国際標準化機構（ISO）」が定める規格のうち、環境マネジメントシステム（環境管理する仕組み）に関する規格。

組織の長が決定した環境方針に沿った目的・目標を設定し、環境マネジメントシステムを運用することにより継続的な改善を図り、組織の活動により環境に与える悪い影響を軽減していくもの。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のこと。

エコショップ

ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む小売店を認定し、市民と事業者の協力によるごみの減量化・リサイクルの推進を目指した制度又は認定された店のこと。

エコマーク

公益財団法人日本環境協会が認定した環境保全に役立つ商品につけるマークのこと。

このマークをつけることで、環境から見た商品の情報を提供し、環境にやさしく暮らしたいと願う消費者が商品を選択しやすくすることを目的としている。



エコライフ

環境に配慮した生活のこと。

オゾン層

地表から15～50キロメートル上空のオゾン濃度の高い大気の層のこと。

太陽からの紫外線のうち有害なものを吸収しており、オゾン層が破壊されると動植物の発育を妨げるなど生態系に影響を及ぼすだけでなく、人体に対しても皮膚がん・白内障といった病気や免疫機能の抑制などの影響があるとされている。

温室効果ガス

地球をくるむ毛布のように太陽からの熱を閉じ込めて保温する働きのある

気体。メタンや一酸化二窒素、代替フロンなどがあるが、人間が出している 8 割近くは化石燃料の燃焼や森林破壊に伴う二酸化炭素。

【カ行】

家電リサイクル法

特定家庭用機器再商品化法。平成 13 年 4 月施行。

売業者による回収や回収された使用済み家電製品の製造業者等による再商品化などの回収・リサイクルシステムが規定されています。

冷蔵庫（冷凍庫）・エアコン・テレビ・洗濯機の家電 4 品目について、再商品化実施を義務化する法律。

環境基準

人の健康を維持し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。環境基本法に基づき政府が設定する。

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音についての環境基準が定められている。

環境負荷

人の活動が環境に与える影響のこと。

例えば、廃棄物の焼却や化石燃料の燃焼によって二酸化炭素が発生し、大気環境に影響を及ぼすような場合を二酸化炭素負荷という。

環境マネジメントシステム

環境を管理するしくみのこと。

I S O 1 4 0 0 1 において、そのシステムの総称として使用されることが多い。

グリーン購入法

国等による環境物品等の調達推進等に関する法律。平成 13 年 4 月施行

再生資源を利用した製品など環境負荷の低減に資する製品の市場を創出・発展させること。

国等の機関による環境物品等の調達について規定（地方公共団体は努力義務規定）するとともに、事業者と国民に対しては、できる限り、環境物品等を選択するよう求めています。特定調達品目（重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類）とその判断の基準が、現在 270 品目について定められています。

グリーンマーク

古紙を再生利用した製品で公益財団法人古紙再生促進センターが承認したものにつけるマークのこと。

古紙を原料にした製品であることを容易に識別できるようにして古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用促進を目的としている。



建設リサイクル法

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律。平成14年5月施行。

建築物等の解体工事等に伴って排出される特定建設資材の分別およびリサイクルを促進すること。

一定規模以上の建築解体工事、建築工事、建築修繕工事、工作物工事をする場合、コンクリート・アスファルト・木くずについて分別・再資源化が義務付けられ、一定規模以上の解体工事では、着工前に分別解体計画を都道府県に提出する。

光化学オキシダント

自動車の排気ガスなどに含まれている窒素酸化物とガス状の炭化水素が太陽光線の紫外線のもとで化学反応をおこし生成される酸化性の強い物質の総称のこと。

小型家電リサイクル法

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律。平成25年4月施行。

使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用の確保を図るもの。

小型家電

小型家電とは、電池や電気で動く家電製品のこと。

小型家電リサイクルとは、新たに「小型家電」という収集区分や収集日設けることで、不燃ごみとして捨てられていた小型家電（鉄、アルミニウム、貴金属、レアメタル等）のリサイクルと、ごみ減量を目的とした新たな取り組みです。

なお、冷蔵庫等の家電リサイクル法の対象品目（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機）と、割れて危険なもの（蛍光管、電球等）は対象外。

【サ行】

砂漠化

土地が持っている生物生産能力が減ったり、破壊されて、終わりには砂漠のような状況になること。

砂漠化は地球上の陸地の約4分の1の土地に及び、世界人口の約6分の1人がその影響を受けているといわれている。

産業廃棄物

次のような廃棄物のこと。

- (1) 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定める廃棄物
- (2) 輸入された廃棄物（(1)の廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物、日本に入国する者が携帯する廃棄物を除く。）

酸性雨

化石燃料の使用等によって発生する硫黄酸化物や窒素酸化物等の影響によって発生する酸性の強い（pH 5.6以下）雨のこと。

自動車リサイクル法

使用済自動車の再資源化等に関する法律。平成17年1月本格施行。

使用済み自動車（廃車）から出る部品を回収してリサイクルもしくは適正に処分することを自動車メーカーや輸入業者に義務付けている。

資源有効利用促進法

資源の有効な利用の促進に関する法律。平成13年4月施行。

副産物等の発生抑制、部品等の再使用、使用済み製品等の原材料としての再利用を総合的に推進すること。製品の製造段階における3R対策、設計段階における3Rの配慮、分別回収のための識別表示、製造業者による自主回収・リサイクルシステムの構築など、事業者として取り組むべき事項が規定されている。

循環型社会

ごみの発生が抑えられ、ごみが発生した場合は、循環的に利用できるものについては資源として利用し、循環的に利用できないものについては適正に処分されることにより、天然資源の消費を抑え、環境へ与える影響ができる限り低減される社会のこと。

循環型社会形成推進基本法

平成13年1月施行。

循環型社会の実現に向けた基本的枠組みを示し、その道程を明らかにすること。対象物を有価・無価を問わず「廃棄物等」として一体的にとらえ、製品等が廃棄物等となることの抑制を図るべきこと、発生した廃棄物等についてはその有用性に着目し「循環資源」としてその適正な循環的利用を図るべきこと等が規定されている。

食品リサイクル法

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律。平成13年5月施行。

食品関連事業者等から排出される食品廃棄物等の発生抑制と減量化により最終処分量を減少させるとともに、食品循環資源の肥料や飼料等としての再生利用を促進すること。

事業系の有機性廃棄物の資源化促進を目的とし、食品を扱うすべての事業者を対象に生ごみのリサイクルを義務付けている。

生態系

ある地域に住む全生物と環境をひとまとめにして、主として食物連鎖による物質循環やエネルギーの流れのこと。

【タ行】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)をまとめてダイオキシン類と呼んでいる。

ダイオキシン類は、塩素と有機物が熱で反応する過程で発生し、塩素の数やつく位置によって約210の種類がある。

地球温暖化

地球から放出される熱を封じ込める性質をもった二酸化炭素、メタン、フロンなどの「温室効果ガス」が大気中に増えすぎて、大気や地表にとどまる熱が多くなり、地球の気温が上昇すること。

地球環境問題

次のいずれかを満たす環境問題のこと。

- (1) 被害、影響が一国内にとどまらず、国境を越え、ひいては地球規模にまで広がっている環境問題。
- (2) 先進国も含めた国際的な取り組みが必要とされる開発途上国における環境

問題。

現在、地球環境問題としては、地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、熱帯雨林の減少、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、野生生物の種の減少、砂漠化、開発途上国の公害問題の9つが取り上げられている。

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の大気汚染物質の量や騒音が大幅に少ない自動車のこと。

電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、水素ガス自動車、燃料電池自動車などがある。

【ナ行】

75%値

年間の y 個の日間平均値の全データを値の小さいものから順に並べた場合の $(y \times 0.75)$ 番目（その数が整数でないときは、直近上位の整数）の数値をいい、この数値で環境基準評価を行う。

【ハ行】

廃棄物処理法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律。昭和46年9月施行。

廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めている。

ばいじん

ボイラーや電気炉等から発生するすすや固体粒子のこと。

パソコンリサイクル法

資源の有効な利用の促進に関する法律。平成15年10月改正施行。

この法律の一部として平成15年春から家庭用パソコンのリサイクル制度が実施され、家庭用パソコン再商品化が義務化された。

BOD（生物化学的酸素要求量）

河川等の有機物による汚染の程度を示すもので、水の中に含まれている有機物が微生物によって酸化分解される時に消費される酸素の量のこと。

数値が高いほど有機物の量が多く汚れが大きい。

フロン

フッ素と炭素の化合物の総称で、洗浄剤、冷蔵庫などの冷媒、発泡剤に使用

されている。フロンには、オゾン層を破壊する力の強いC F Cやその代替物質としてのH F C、H C F C等の種類がある。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状物質で、その粒径が10ミクロン以下のもののこと。粒子状物質のうち、PM2.5は、粒径が2.5マイクロメートル(マイクロは100万分の1)以下のもの。微小粒子状物質という呼び方もある。ディーゼル車などから直接排出される「1次粒子」と、大気中での光化学反応などによって、窒素酸化物などのガス成分から作られる「2次粒子」に分類される。粒が小さいため肺の奥深くまで入り込みやすく、ぜんそくや肺がんなどのほか、不整脈や心臓発作、花粉症など循環器への影響も指摘されている。

【マ行】

マイバッグ運動

消費者に買物袋の持参を呼びかける運動のこと。

買った商品を持参した袋に入れて持ち帰ることにより、レジ袋がごみになるのを防ぐ効果がある。

【ヤ行】

容器包装リサイクル法

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律。平成12年4月施行。

自治体が分別収集する指定容器包装の回収、再商品化を義務付けている。

【ラ行】

リターナブルびん

ビールびんや一升びんのよう、くりかえし利用できるびんのこと。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、悪臭及び地盤の沈下によって、人の健康又は生活環境に被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球の温暖化又はオゾン層の破壊、海洋の汚染その他の地球の全体又は広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。
- (4) 循環型社会 資源の効率的な利用等を行うことにより、資源の循環の促進が図られる社会をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、人と自然との共生及び循環型社会の構築を目的として行われなければならない。

3 環境の保全は、すべての者が自らの課題として認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(市民及び事業者の協力等)

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するとともに、公害を防止し、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

(基本方針)

第6条 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるように大気、水、土壌その他の環境が良好な状態に保持されること。
- (2) 人と自然とが共生する快適な都市環境及び地域の個性を生かした美しい景観の形成が図られること。
- (3) 循環型社会を構築するための施策を講ずること。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以

下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標及び施策の大綱

(2) その他環境の保全に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、倉吉市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(公害を防止するための施策)

第8条 市は、公害を防止するため、必要な施策を講ずるものとする。

(施設の整備)

第9条 市は、下水道、農業集落排水その他の環境の保全のための公共施設の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(資源の効率的な利用等)

第10条 市は、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の効率的な利用及びエネルギーの省力化が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の支援)

第11条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に取り組む緑化運動、環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な支援を行うものとする。

(環境学習の振興等)

第12条 市は、民間団体等の環境の保全に関する理解が深まるよう環境の保全に関する学習の振興及び広報活動の充実を図るとともに、環境の保全に関する必要な情報を提供するものとする。

(監視等の体制の整備)

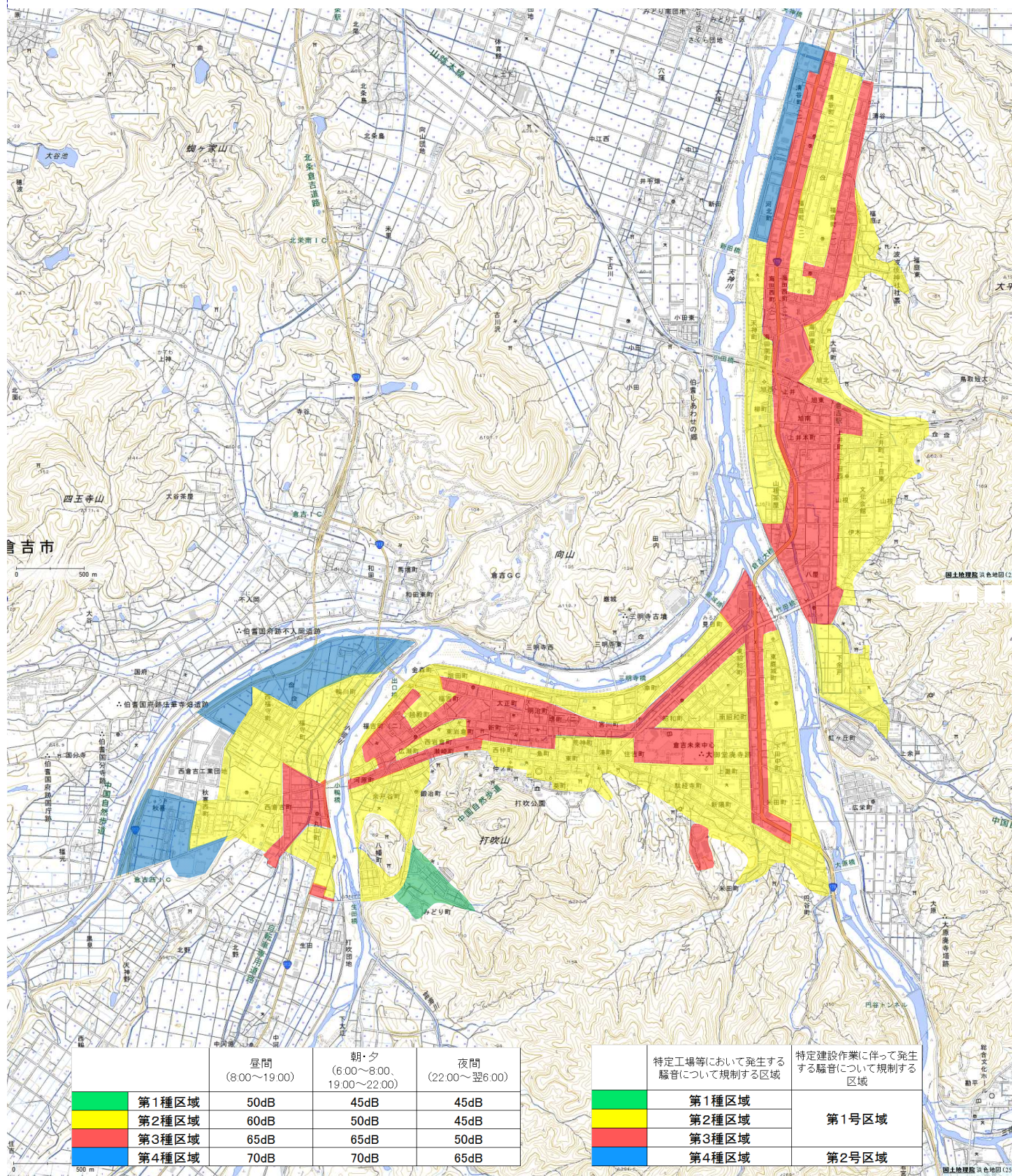
第13条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するように努めるものとする。

(地球環境の保全に貢献する施策の推進)

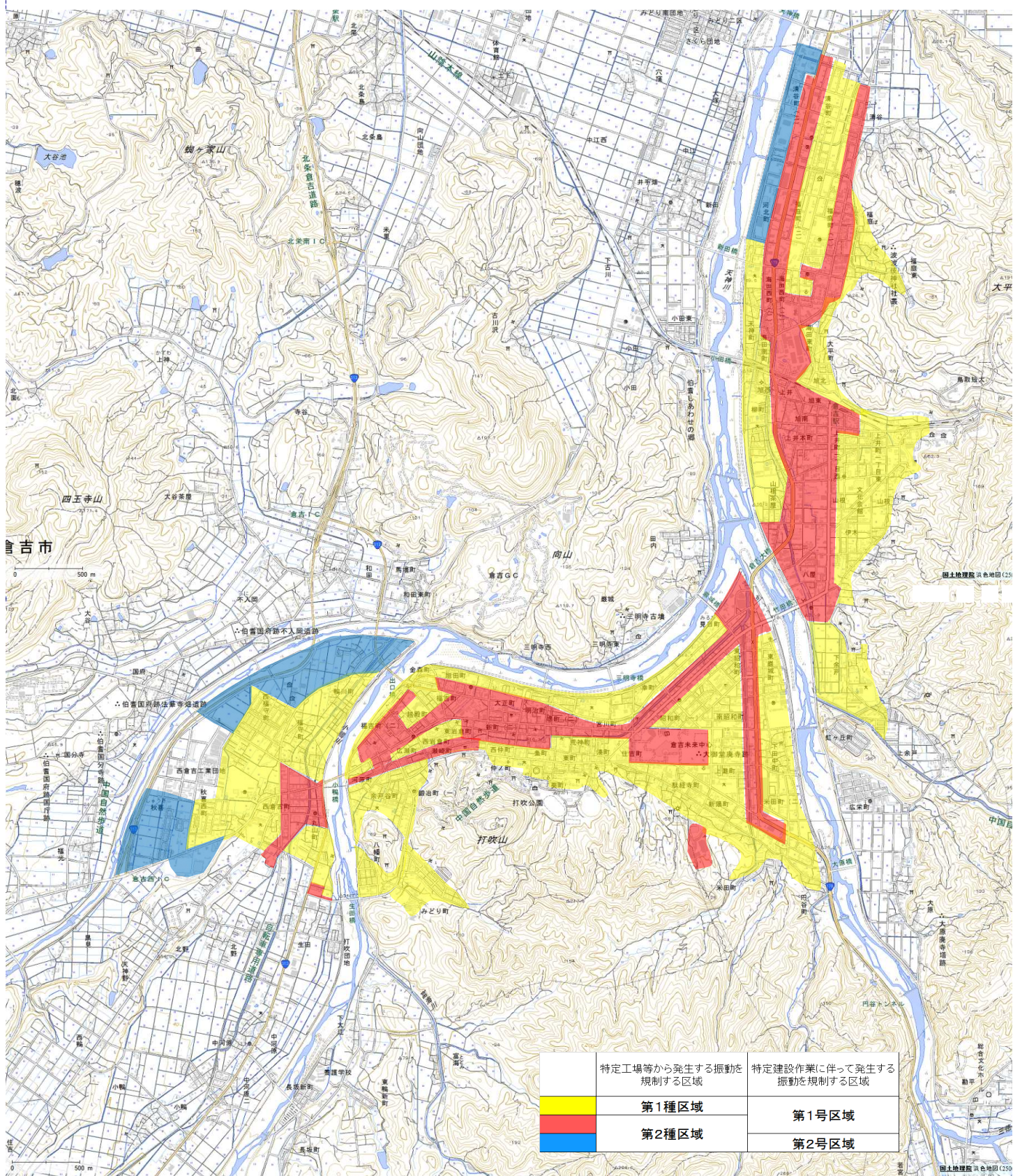
第14条 市は、地球環境の保全は世界共通の課題であるとの認識のもとに、地球環境の保全に貢献することのできる施策を積極的に推進するものとする。

附 則

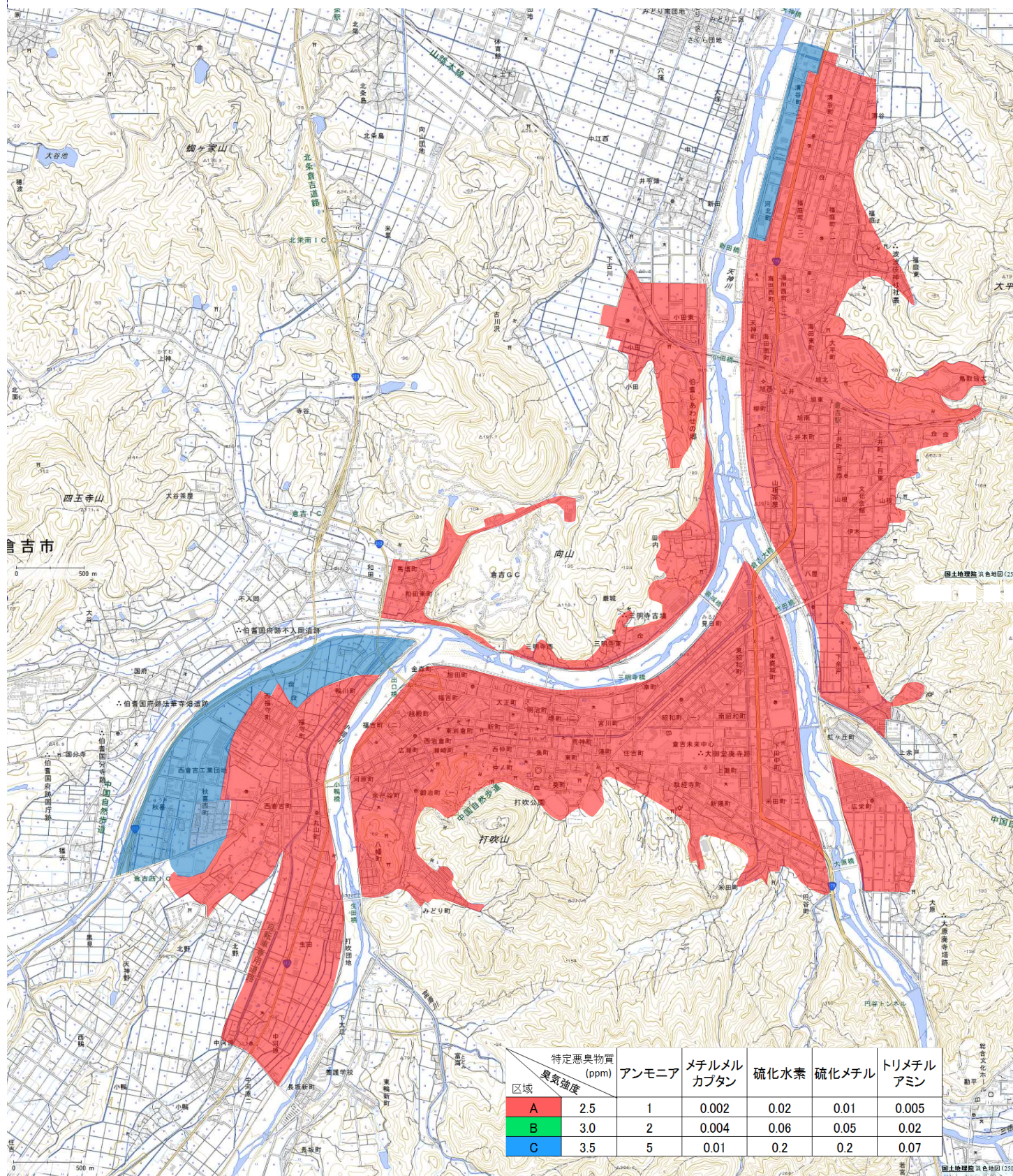
この条例は、平成12年4月1日から施行する。



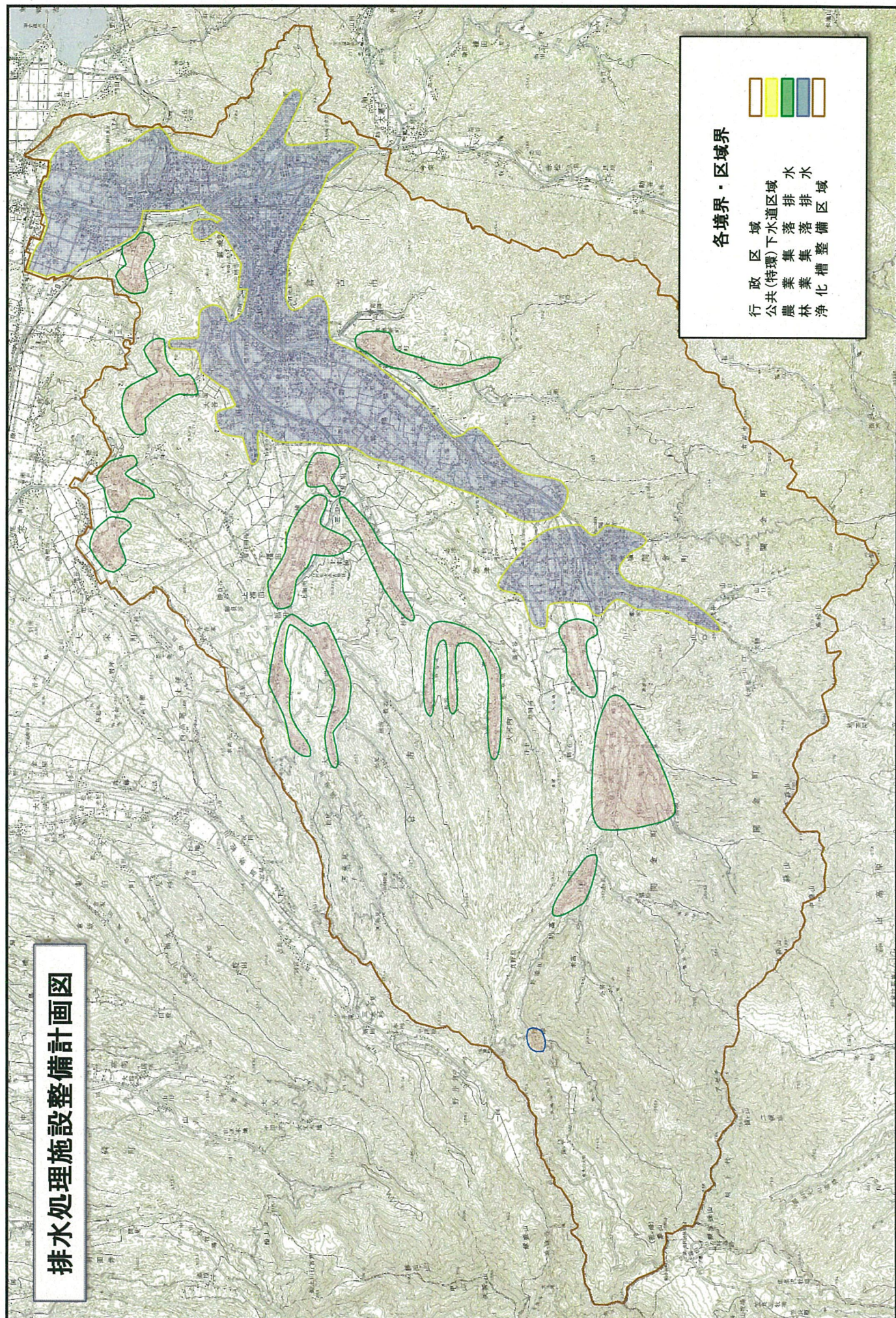
倉吉市 特定工場等において発生する振動について規制する地域



倉吉市 特定悪臭物質の規制地域



排水処理施設整備計画図



倉吉市保存樹・保存林一覧(平成27年11月9日現在)

No.	指定No.	保存樹・林名	樹・林別	No.	指定No.	保存樹・林名	樹・林別
1	1	上古川神社のムクノキ	保存樹	48	60	打吹山の森	保存林
2	2	上神のシイ	保存樹	49	61	波々伎神社の森	保存林
3	3	山名寺のセンダン	保存樹	50	62	穴窪のシイ	保存樹
4	4	極楽寺のシダレザクラ	保存樹	51	63	清谷のサザンカ	保存樹
5	5	観音堂のナギ	保存樹	52	64	下余戸のシイ	保存樹
6	7	河原町のイチヨウ	保存樹	53	67	和田のヒノキ	保存樹
7	8	陣屋のシイ	保存樹	54	69	長坂のタブノキ	保存樹
8	9	成徳のイチヨウ	保存樹	55	70	陰場の西条柿	保存樹
9	10	妙寂寺のマツ	保存樹	56	71	富海のシキミ	保存樹
10	11	妙寂寺のイチヨウ	保存樹	57	72	田内神社の森	保存林
11	12	田内のモッコク	保存樹	58	73	村上神社の森	保存林
12	13	観音ツバキ	保存樹	59	74	灘手神社の森	保存林
13	14	北谷小学校のヒマラヤスギ	保存樹	60	76	福庭のクスノキ・モッコク	保存樹
14	15	倅谷のアキニレ	保存樹	61	77	上市神社のスギ・ヤマナシ	保存樹
15	16	成徳のマツ(多行松)	保存樹	62	81	福富のハネリノキ	保存樹
16	19	五連理のシイ	保存樹	63	83	仲ノ町のクスノキ	保存樹
17	20	丸山観音の森	保存林	64	84	東町のモッコク・ハイノキ	保存樹
18	21	倭文神社の森	保存林	65	85	清谷のモッコク	保存樹
19	22	山長神社の森	保存林	66	86	朝日神社の森	保存林
20	23	定光寺の森	保存林	67	87	広瀬神社の森	保存林
21	24	北野神社の森	保存林	68	88	中野のコノテガシワ	保存樹
22	25	八幡神社の森	保存林	69	89	服部のキリシマツツジ	保存樹
23	26	賀茂神社の森	保存林	70	90	神宮神社のシイ	保存樹
24	27	伯耆国府の森	保存林	71	91	丸山町のエノキ・スタジイ	保存樹
25	28	三江神社の森	保存林	72	92	穴窪のエノキなど	保存樹
26	29	大慈寺の森	保存林	73	93	下福田のセンダン	保存樹
27	30	船内神社の森	保存林	74	94	国分寺のイヌマキ	保存樹
28	31	上小鴨神社の森	保存林	75	96	桜神社の森	保存林
29	33	尾原のツバキ	保存樹	76	97	津原のオハツキイチヨウ	保存樹
30	34	上余戸のタブノキ	保存樹	77	99	大原の早咲き桜	保存樹
31	38	洞光寺のサルスベリ	保存樹	78	101	福積神社の照葉樹林	保存林
32	40	下大江のタブノキ	保存樹	79	102	法幢寺のタラヨウ	保存樹
33	44	今在家のイチヨウ	保存樹	80	103	服部のコナラ	保存樹
34	45	上神のマキ	保存樹	81	104	小鴨のスダジイ	保存樹
35	46	新田のモッコク	保存樹	82	105	尾原神社社叢	保存林
36	47	岩倉のイチヨウ・クスノキ	保存樹	83	106	本シャクナゲの群落	保存樹
37	49	弓削のセンダン	保存樹	84	107	岩倉のスダジイ	保存樹
38	50	下古川のシイノキ	保存樹	85	108	関金のシイ	保存樹
39	51	大日寺の大イチヨウ	保存樹	86	109	日吉神社の森	保存林
40	52	田内城址の森	保存林	87	110	奥滝のカツラ	保存樹
41	53	太子が丘の森	保存林	88	111	角坂のムクロジ	保存樹
42	54	上井神社の森	保存林	89	112	山守神社の森	保存林
43	55	小鴨神社の森	保存林	90	113	里見屋敷のシイ	保存樹
44	56	神明神社の森	保存林	91	114	荒田のヤマザクラ	保存樹
45	57	勝宿弥神社の森	保存林	92	115	赤岩観音堂のシイ	保存樹
46	58	小田神社の森	保存林	93	116	立原神社の森	保存林
47	59	大日寺の森	保存林	94			

環境審議会委員名簿

平成28年6月23日現在

区分	氏 名	役 職 名	任 期
学 識 経 験 者	笠見 猛	倉吉市自治公民館連合会会長	平成28年1月1日 ～ 平成29年12月31日
	加藤 栄隆	鳥取県中部森林組合代表理事専務	平成28年1月1日 ～ 平成29年12月31日
	坂根 洋子	倉吉市連合婦人会会長	平成28年1月1日 ～ 平成29年12月31日
	仲田 優子	鳥取県環境影響評価審査会委員	平成28年1月1日 ～ 平成29年12月31日
	野津 和功	鳥取短期大学教授	平成28年1月1日 ～ 平成29年12月31日
	野々内 繁男	鳥取県中部総合事務所生活環境局 副局長兼環境循環推進課長	平成28年1月1日 ～ 平成29年12月31日
	福井 満寿美	鳥取中央農業協同組合生活部部长	平成28年1月1日 ～ 平成29年12月31日
	藤井 豊子	倉吉商工会議所女性会会長	平成28年1月1日 ～ 平成29年12月31日
	牧原 昭恵	鳥取県地球温暖化防止活動推進員	平成28年1月1日 ～ 平成29年12月31日
	松井 實	倉吉資源リサイクル事業協同組合理事	平成28年1月1日 ～ 平成29年12月31日
市 民 代 表	明里 英和		平成28年1月1日 ～ 平成29年12月31日
	福井 靖子		平成28年1月1日 ～ 平成29年12月31日
	藤井 忠篤		平成28年1月1日 ～ 平成29年12月31日
	丸本 千尋		平成28年1月1日 ～ 平成29年12月31日

(50音順)